

名古屋市政資料

2007年5月臨時会

2007年6月定例会

No.155 2007年8月1日

発行 日本共産党名古屋市議員団

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所内

TEL 052(972)2071 fax 052(972)4190

e-mail dan@n-jcp.jp

ホームページ <http://www.n-jcp.jp/>

名古屋市5月臨時会(2007年5月15日～5月17日)

- ◆5月臨時会について..... 1
- 主な議案への各会派の態度..... 1
- 正副議長選挙の結果および委員会の所属、日本共産党名古屋市議団および他会派の役員..... 3

名古屋市6月定例会(2007年6月19日～7月5日)

- ◆6月定例会について..... 6
- 議案外質問
 - ◇くれまつ順子議員 守山市民病院を守れ、大森保育園などのお日様を奪わないで、
BSE対策の継続を..... 7
 - ◇かとう典子議員 待機児解消を、中学校卒業まで医療費無料に、青年雇用の実態
調査を、ネーミングライツはやめよ..... 12
 - ◇江上博之議員 住民税増税に対する負担軽減策を、都市高速道路による環境悪
化から住民を守れ、太閤地区への大型店進出をやめさせよ.....18
- 主な議案への各会派の態度..... 24
- 請願・陳情について
 - ◇受付された新規請願..... 27
- 意見書・決議..... 34

名港議会6月定例会(2007年6月6日)

- 一般質問
 - ◇山口きよあき議員 米軍艦入港やめさせよ、静脈産業、働く人の福利厚生を..... 38

その他

- 声明・申し入れ..... 44
- ◆資料..... 49



4月の市議選で改選された
日本共産党名古屋市議員団。

5月臨時会について

◆4月の市会議員選挙で日本共産党名古屋市会議員団は1名減となりましたが、8名の議席を獲得し、引き続き議案提案権を確保しました。ご支持をいただいた市民のみなさんに心から感謝するとともに、選挙中に掲げた公約実現に向け全力をつくします。

日本共産党は下記のとおりです。

●日本共産党名古屋市議団

わしの恵子 (団長)
江上博之 (幹事長)
田口一登 (政審委員長)
山口きよあき (幹事)
うめはら紀美子 (会計責任者)
さとう典生
かとう典子
くれまつ順子

●他会派の主な役員

- ◆民主党 常任顧問・久野浩平 団長・おくむら文洋 副団長・吉田伸五 幹事長・うえぞのふさえ 副幹事長・服部将也 政審会長・加藤一登 政審事務局長・ちかざわ昌行 財務委員長・渡辺房一
- ◆自民党 顧問・渡辺義郎 団長・堀場章 副団長・桜井治幸 幹事長・ふじた和秀 政調会長・藤沢忠将 財務委員長・中川貴元
- ◆公明党 顧問・加藤武夫 団長・ひざわ孝彦 幹事長・ばばのりこ 副幹事長・三輪芳裕 政審会長・小林祥子 副政審会長・福田誠治 財務委員長・小島七郎 副財務委員長・こんばのぶお
- ◆名古屋市会自民 顧問・斉藤実 岡地邦夫 団長・横井 利明 副団長・浅井日出雄 幹事長・伊神邦彦 副幹事長・工藤彰三 政調会長・前田有一 副政調会長・丹羽ひろし 財務委員長・坂野公壽

◇名古屋市議会の会派構成

(2007年5月15日現在)

日本共産党名古屋市会議員団(共産)	8
民主党名古屋市会議員団(民主)	27
自由民主党名古屋市会議員団(自民)	14
公明党名古屋市会議員団(公明)	14
名古屋市会自民党(名自)	9
市民ネット(ネット)	1
社民党・ローカルパーティ(社民)	1

◆選挙後の初議会である5月臨時会は、5月15日から17日までの日程で行われ、議席の決定をはじめ、正副議長選挙、議員の所属委員会の選任などがおこなわれました。

◆常任委員会や特別委員会の委員長の配分は、各会派の議席数に応じた配分にされています。今回は、日本共産党には常任委員会委員長1、常任委員会副委員長1、特別委員会委員長1、同副委員長1となりました。議会選出の監査委員は、与党会派のみで配分しており、反対しました。

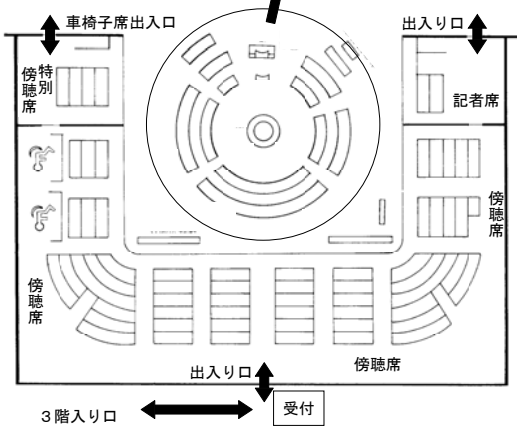
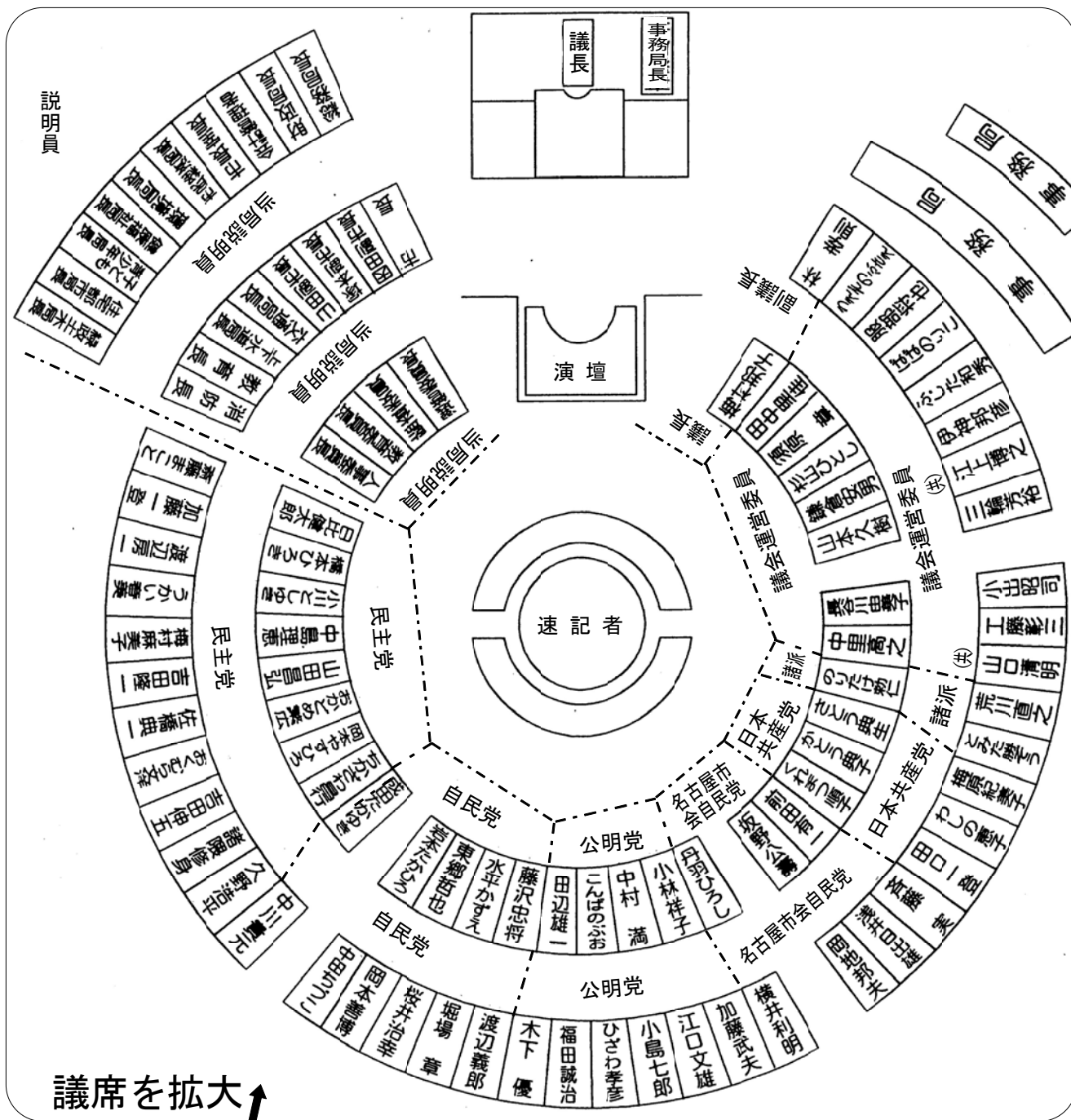
◆議案については、専決処分が行なわれた市税条例改正案などが提出されましたが、株式譲渡等の所得に対する優遇税制の延長であり、反対しました。

主な議案に対する会派別態度(5月臨時会)

議案名	各会派の態度								結果	備考
	共	民	自	公	名	ネ	社	ク		
専決処分(名古屋市税条例等の一部改正)	●	○	○	○	○	○	○	○	可決	地方税法改正により、上場株式等を譲渡して得た所得の税率を20%から10%に軽減(市民税3%→1.8% 県民税2%→1.2% 所得税15%→7%)する優遇措置をさらに1年延長するなど。
訴えの提起(老朽化した配水管布設替工事について)	○	○	○	○	○	○	○	○	同意	私道に敷設された市の水道管の布設替え工事に対し、私道所有者が工事を承諾しなかったために仮処分などの措置を行うため。
同意案(監査委員の選任)	●	○	○	○	○	○	○	○	同意	議員選出の委員。共産党を排除した人選。うかい春美(民主) 桜井治幸(自民)

○=賛成 ●=反対 —=退席 / 共:日本共産党 民:民主党 自:自民党 公:公明党 名:名古屋市会自民党 ネ:市民ネット 社:社民党・ローカルパーティ名古屋 ク:民主党クラブ

本会議場の議席をご案内します (2007年6月19日現在)



傍聴は本庁舎3階の受付で氏名・住所・年齢を記入して傍聴券をもらい入場します。定員は356席（障害者6席）です。

議会の人事について

5月臨時会では、正副議長選挙、常任委員会委員、特別委員会委員の選任、一部事務組合議会の議員選任などが行われました。

15日の正副議長選挙の結果は次の通りです。

- ◆議長選挙 梅村邦子(民主) 67票
 わしの恵子(共産) 8票

- ◆副議長選挙 林 孝則(公明) 67票
 江上博之(共産) 8票



その他の委員については下記のとおりです。

種 別		議員名	種 別	議員名
議会運営委員会		△江上博之 山口清明	大都市・行財政制度特別委員会	山口清明
常任委員会	総務環境委員会	梅原紀美子	運輸対策特別委員会	かとう典子
	財政福祉委員会	わしの恵子	環境生活問題対策特別委員会	◎わしの恵子 くれまつ順子
	教育子ども委員会	山口清明	21世紀まちづくり特別委員会	さとう典生
	土木交通委員会	江上博之	公社対策特別委員会	○梅原紀美子 田口一登
	経済水道委員会	◎田口一登 かとう典子	安心・安全なまちづくり対策特別委員会	江上博之
	都市消防委員会	○さとう典生 くれまつ順子	名古屋港管理組合議会	さとう典生 山口清明
			愛知県競馬組合議会	田口一登
		名古屋競輪組合議会	梅原紀美子	
		愛知県後期高齢者広域連合組合議会	わしの恵子	

◎：委員長 ○：副委員長
 △：議運理事

その他の市の機関	青少年問題協議会	くれまつ順子	町名・町界特別委員会 ※()は役職でわりあて。	うめはら紀美子 かとう典子 (田口一登)
	都市計画審議会	(さとう典生)		

議会運営委員会 ((◎：委員長 ○：副委員長 △：理事))

名前	会派	区	名前	会派	区	名前	会派	区
△江上 博之	共	中川	田中 里佳	民	天白	長谷川由美子	公	北
山口 清明	共	港	服部 将也	民	北	○ばば のりこ	公	中川
◎うえぞのふさえ	民	西	山本 久樹	民	緑	三輪 芳裕	公	天白
鎌倉 安男	民	守山	小出 昭司	自	中村	△伊神 邦彦	名	千種
杉山 ひとし	民	緑	中里 高之	自	緑	工藤 彰三	名	熱田
須原 章	民	中村	△ふじた 和秀	自	瑞穂			

会派 共：日本共産党 民：民主党 自：自
民党 公：公明党 名：名古屋市会自民党

常任委員会 ◎委員長 ○副委員長

総務環境委員会 (13)			財政福祉委員会 (13)			教育子ども委員会 (12)		
名前	会派	区	名前	会派	区	名前	会派	区
梅原 紀美子	共産	北	わしの恵子	共産	西	山口 清明	共産	港
加藤 一登	民主	港	梅村 麻美子	民主	東	おくむら文洋	民主	昭和
○鎌倉 安男	民主	守山	小川 としゆき	民主	守山	斎藤 まこと	民主	千種
久野 浩平	民主	中川	○杉山 ひとし	民主	緑	山田 昌弘	民主	西
橋本 ひろき	民主	南	諸隈 修身	民主	天白	吉田 隆一	民主	北
岩本 たかひろ	自民	緑	岡本 善博	自民	中川	◎渡辺 房一	民主	瑞穂
◎中川 貴元	自民	東	成田 たかゆき	自民	天白	○藤沢 忠将	自民	南
堀場 章	自民	西	こんばのぶお	公明	守山	水平 かずえ	自民	昭和
小島 七郎	公明	昭和	林 孝則	公明	瑞穂	江口 文雄	公明	港
小林 祥子	公明	名東	◎三輪 芳裕	公明	天白	田辺 雄一	公明	千種
○前田 有一	名自	瑞穂	○工藤 彰三	名自	熱田	○中村 満	公明	中村
横井 利明	名自	南	丹羽 ひろし	名自	名東	伊神 邦彦	名自	千種
荒川 直之	ネット	港	のりたけ勅仁	民ク	中			
土木交通委員会 (12)			経済水道委員会 (13)			都市消防委員会 (12)		
名前	会派	区	名前	会派	区	名前	会派	区
江上 博之	共産	中川	◎田口 一登	共産	天白	○さとう典生	共産	昭和
うかい春美	民主	中村	かとう典子	共産	緑	くれまつ順子	共産	守山
中島 理恵	民主	中川	うえぞのふさえ	民主	西	梅村 邦子	民主	千種
田中 里佳	民主	天白	○岡本 やすひろ	民主	緑	おかどめ繁広	民主	熱田
○山本 久樹	民主	緑	佐橋 典一	民主	南	◎須原 章	民主	中村
桜井 治幸	自民	千種	服部 将也	民主	北	○ちかざわ昌行	民主	名東
中里 高之	自民	緑	日比 健太郎	民主	名東	吉田 伸五	民主	守山
○長谷川由美子	公明	北	小出 昭司	自民	中村	東郷 哲也	自民	守山
ひざわ孝彦	公明	西	○中田 ちづこ	自民	中	渡辺 義郎	自民	北
浅井 日出雄	名自	中川	ふじた和秀	自民	瑞穂	加藤 武夫	公明	緑
◎坂野 公寿	名自	港	ばば のりこ	公明	中川	木下 優	公明	中川
とみた勝ぞう	社民	名東	福田 誠治	公明	南	斉藤 実	名自	中村
			岡地 邦夫	名自	北			

会派 共産：日本共産党 民主：民主党 自民：自民党 公明：公明党 名自：名古屋市会自民党
 ネット：市民ネット 社民：社民党・ローカルパーティ 民ク：民主党クラブ

特別委員会 ◎委員長 ○副委員長

大都市・行財政制度特別委員会 (12)			運輸対策特別委員会 (12)			環境生活問題対策特別委員会 (13)		
名前	会派	区	名前	会派	区	名前	会派	区
山口 清明	共産	港	かとう 典子	共産	緑	◎わしの 恵子	共産	西
○岡本 やすひろ	民主	緑	小川 としゆき	民主	守山	くれまつ 順子	共産	守山
おくむら文洋	民主	昭和	◎加藤 一登	民主	港	うかい 春美	民主	中村
中島 理恵	民主	中川	佐橋 典一	民主	南	○斎藤 まこと	民主	千種
服部 将也	民主	北	○ちかざわ昌行	民主	名東	日比 健太郎	民主	名東
◎岡本 善博	自民	中川	吉田 隆一	民主	北	吉田 伸五	民主	守山
中田 ちづこ	自民	中	小出 昭司	自民	中村	岩本 たかひろ	自民	緑
堀場 章	自民	西	桜井 治幸	自民	千種	渡辺 義郎	自民	北
江口 文雄	公明	港	長谷川 由美子	公明	北	加藤 武夫	公明	緑
○小林 祥子	公明	名東	林 孝則	公明	瑞穂	福田 誠治	公明	南
中村 満	公明	中村	○工藤 彰	名自	熱田	斉藤 実	名自	中村
岡地 邦夫	名自	北	丹羽 ひろし	名自	名東	○坂野 公寿	名自	港
						荒川 直之	ネット	港
21世紀まちづくり特別委員会 (13)			公社対策特別委員会 (13)			安心・安全なまちづくり対策特別委員会 (12)		
名前	会派	区	名前	会派	区	名前	会派	区
さとう 典生	共産	昭和	○梅原 紀美子	共産	北	江上 博之	共産	中川
梅村 邦子	民主	千種	田口 一登	共産	天白	梅村 麻美子	民主	東
○鎌倉 安男	民主	守山	うえぞのふさえ	民主	西	諸隈 修身	民主	天白
須原 章	民主	中村	おかどめ繁広	民主	熱田	山田 昌弘	民主	西
田中 里佳	民主	天白	久野 浩平	民主	中川	○山本 久樹	民主	緑
橋本 ひろき	民主	南	◎杉山 ひとし	民主	緑	○中川 貴元	自民	東
ふじた 和秀	自民	瑞穂	渡辺房一	民主	瑞穂	成田 たかゆき	自民	天白
水平 かずえ	自民	昭和	東郷 哲也	自民	守山	◎小島 七郎	公明	昭和
○木下 優	公明	中川	中里 高之	自民	緑	田辺 雄一	公明	千種
ひざわ 孝彦	公明	西	藤沢 忠将	自民	南	三輪 芳裕	公明	天白
伊神 邦彦	名自	千種	こんば のぶお	公明	守山	横井 利明	名自	南
◎前田 有一	名自	瑞穂	ばば のりこ	公明	中川	のりたけ勅仁	民ク	中
とみた 勝ぞう	社民	名東	浅井 日出雄	名自	中川			

会派 共産：日本共産党 民主：民主党 自民：自民党 公明：公明党 名自：名古屋市民会自民党
ネット：市民ネット 社民：社民党・ローカルパーティ 民ク：民主党クラブ

組合議会 (名古屋市議会選出分)

愛知県競馬組合議会議員 (8)			名古屋競輪組合議会議員 (8)			名古屋港管理組合議会議員 (15)						愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員 (9)		
名前	会派	区	名前	会派	区	名前	会派	区	名前	会派	区	名前	会派	区
田口一登	共	天白	梅原紀美子	共	北	さとう典生	共	昭和	山口清明	共	港	わしの恵子	共	西
斎藤まこと	民	千種	久野浩平	民	中川	おくむら文洋	民	昭和	加藤一登	民	港	うえぞのふさえ	民	西
吉田伸五	民	守山	田中里佳	民	天白	佐橋典一	民	南	服部将也	民	北	梅村麻美子	民	東
吉田隆一	民	北	渡辺房一	民	瑞穂	諸隈修身	民	天白	岡本善博	自	中川	鎌倉安男	民	守山
中田ちづこ	自	中	中川貴元	自	東	藤沢忠将	自	南	渡辺義郎	自	北	桜井治幸	自	千種
堀場 章	自	西	中村 満	公	中村	加藤武夫	公	緑	こんばのぶお	公	守山	ふじた和秀	自	瑞穂
ばばのりこ	公	中川	ひざわ孝彦	公	西	福田誠治	公	南	岡地邦夫	名	北	小島七郎	公	昭和
浅井日出雄	名	中川	伊神邦彦	名	千種	斉藤 実	名	中村				三輪芳裕	公	天白
												横井利明	名	南

会派 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党 名：名古屋市民会自民党
ネ：市民ネット 社：社民党・ローカルパーティ ク：民主党クラブ

6月定例会について

- 一、6月定例会は6月19日から7月5日の会期で行われました。
- 一、今期の大きな課題のひとつである、議案提案権の積極活用で市民の要求を実現することを目指し、6月議会では、選挙公約の柱の1つであった子どもの医療費の無料化を中学校卒業まで拡大するための条例改正案と、地域で大きな問題となっていたマンション建設による福祉施設への日陰問題への対策として中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例の改正案の2件にしぼり、成立をめざして他会派と話し合いました。その結果、子どもの医療費拡大条例は、2月議会で与党が拡大を求めた付帯決議をし、今検討中なのでその結果を待つこととして、提案を見送り、中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例改正案は議会運営委員会に正式に提出し手議運理事会で協議を重ねたうえ、他会派も納得できる内容で出しなおすすめとし、本会議への単独提出を見送りました。
- 一、市議選後初の定例会ということで初当選を果たしたくれまつ順子議員と、議席を回復した江上博之議員、複数議席をめざした緑区のかとう典子議員が議案外質問を行いました。くれまつ議員は守山市民病院の縮小計画の見直しや大森保育園などでのマンション建設に伴う日照被害問題、BSE検査体制の問題について、江上議員は住民税大增税への軽減対策をもとめ、都市高速道路による環境悪化や太閤地区での大型店出店の影響について、かとう典子議員が子育て支援としての保育園の待機児解消と中学校卒業までの医療費無料化、青年の雇用の実態調査、市民会館のネーミングライツ問題について、それぞれ市長の姿勢をただしました。
- 一、市長提出の議案は、市有財産の管理について定めた財産条例の改正案など10議案。このうち財産条例の改正は、民間への行政財産の貸付条件を緩和し、儲けのために市民の財産をつかわせるものであり、まず市民の利用を優先すべきものとして反対しました。その他9議案は賛成しました。
- 一、追加議案として、人権擁護委員、固定資産評価審査委員、人事委員会委員の選任の人事案件と政治倫理の確立のための名古屋市議会議員の資産等の公開に関する条例の一部改正の議員提案がおこなわれ、人事委員会委員にこれまでの教育関係者ではなく企業経営者を推薦する案に反対し、その他には賛成しました。
- 一、意見書は、各会派から合計10件が提案され、5案件を可決、日本共産党が提出した2件は否決されました。
- 一、請願は、13件が提出され、12件について紹介議員となりました。
- 一、議会閉会日に松原市長は、子どもの医療費無料制度について「所得制限の撤廃、入院は小学校6年生まで拡大」することを表明しました。日本共産党と市民が進めてきた市民の請願、とりわけ「子ども署名」運動の広がりをはじめ、所得制限撤廃などの改正を盛り込んだ条例（案）の提案をめざした他会派への呼びかけ、くり返した議会質問などが実った結果です。

議案外質問 (6月22日)

守山市民病院について／マンション建設による子育て支援施設の日照被害について／国のBSE全頭検査への補助打ち切り問題について

くれまつ順子議員

守山市民病院について

病院縮小計画の見直しを

【くれまつ議員】4年前につくられた市立病院の再編計画では、守山市民病院を独立した総合病院から東市民病院のサテライト病院へとその機能を大幅に縮小します。ベッド数は200から95へ減らし、入院をとまなう手術が基本的にできなくなり、産婦人科では外来は残るものの、出産はできなくなります。

これに対し、「市民の命綱の市民病院が縮小されては困る」「入院ができなくなったら困る」など再編計画の見直しを求める声がひろがっています。私は、4の選挙で「守山市民病院を守ります」と訴えてまいりました。市民の命と健康がおびやかされることのないように、守山市民病院について4点お聞きします。

第一は、守山市民病院のベッド数を縮小し、入院をとまなう手術ができなくなることにについてです。守山で入院ができなくなると東市民病院に入院となります。「東市民病院に行くには、市バスを2回乗り継がないと行けない。片道1時間ぐらいかかり、家族に負担が増えるから、毎日看病には行けない。せめて区内で入院ができるようにしてほしい。」などの声をお聞きしました。お年寄りが市バスを2回も乗り継いで、家族の見舞いに行けるでしょうか。家族が病気になるのではないのでしょうか。守山区には入院できる総合病院は守山市民病院しかありません。

市長は、市民に負担をかけてまで、病院を縮小し、市民に入院は東市民病院へ行きなさいと

いうのでしょうか。縮小計画の見直しを市長にもとめます。

市立病院整備基本計画を着実に進める (市長)

【市長】現在の市立病院は、多額の累積欠損金を抱え、医師臨床研修制度の改正による医師不足の影響や、診療報酬制度の改定に伴う看護師不足の影響を受け、計画策定当初よりもさらに厳しい経営状況だ。

5つの市立病院の医療機能や人材を集約することで、高度専門医療や救急医療の充実を図り、効率的な経営にできる市立病院整備基本計画を着実に推進していく必要がある。

この計画に基づき、守山市民病院は外来診療を主体とした基本的な診療機能で地域医療を担い、市立病院としての役割を果たしていく。併せて、緩和ケア医療やペインクリニックに取り組んでいく。

大地震などの災害時における災害医療活動拠点としての位置づけを

【くれまつ議員】東海地震が発生し、守山区の北と南を流れる庄内川と矢田川にかかる橋が万一落ちた場合には、守山区は陸の孤島になってしまいます。病院の機能が縮小されたら、守山市民病院では手術対応ができません。災害時に重症患者は6kmも離れた東市民病院に運べというのでしょうか。「道路が寸断されたら、東市民病院にも行けないのでは」と、市民は大変不安に思っています。日常的に手術対応を行わなくなった病



質問するくれまつ議員

院が、災害時に十分な救急対応をできると思えません。これで市民の命を本当に守れるのですか。

守山市民病院は、引き続き災害医療活動拠点として位置づけるべきだと私は考えますが、市長の見解をうかがいます。

市全体として安全を考えている（市長）

【市長】市立5病院は、名古屋市地域防災計画に基づき、災害医療活動拠点として、重症傷病者の治療・収容や、医療救護班等を設置し、災害時の医療救護活動を行うことになっている。

守山市民病院は、平成13年度に建物の耐震改修を終了し、今年度は、ライフライン耐震化のための実施設計を行っていく。市立病院整備基本計画では、東部医療センター中央病院及び西部医療センター中央病院で、災害時医療の中心的な役割を果たすことができるよう必要な整備をする。

再編後の守山市民病院の災害時における診療機能は、グループ化を図る東部医療センター中央病院と機能連携を図り、市民の皆様が安心して暮らせるような方策を検討する。

守山市民病院の産科入院を維持せよ

【くれまつ議員】守山区は人口が急増し、市内で4番目の人口となり、子育て世代が増えています。守山区の合計特殊出生率は1.47（平成16年）と名古屋市内で最も高くなり、毎年2000人近くの赤ちゃんが生まれています。ところが、現在守山区内でお産のできる場所は、2つの診療所と7つの助産所がありますが、病院はただひとつ守山市民病院だけです。市民病院は、この5年間で1000人近い出産をサポートするなど大きな役割を果たしています。

ところがいま市内では、出産可能な医療機関は年々減少傾向にあり、5年前と比べると1割も減少しています。こういう時だからこそ、公的な医療機関として、市民病院の役割が重要です。それなのに今の計画が実施されると、守山市民病院では子どもが産めなくなり、さらに子



守山市民病院

どもの手術や入院さえも基本的にできなくなります。

子育てするなら名古屋と、子育て支援に力を入れてこられた市長にお聞きします。子育て世代の守山の市民やこれから子どもを産もうという方は、市民病院が縮小されたら、どうすればよいのでしょうか。

入院施設と連携していく（市長）

【市長】守山市民病院での産科入院は、ここ数年大幅な減少傾向にある。一方で、病院で勤務する産婦人科医師特有の厳しい労働環境などにより、産婦人科を希望する医師が減少し、その確保が困難な状況にある。

計画では、西部医療センター中央病院で、妊娠後期から生後1週間までの期間をみまもる周産期医療の充実や、民間医療では確保が困難な産婦人科の365日24時間二次救急医療に取り組む。これが、本市の次世代育成支援の一翼を担うことになる。

守山市民病院の産科は、外来診療は引き続き行い、入院診療は、守山市民病院とグループ化を図る東部医療センター中央病院や西部医療センター中央病院と連携を図り、安心して出産できる場の確保に努める。

手術もできない病院で災害拠点になる、というのか（再質問）

【くれまつ議員】災害時の拠点病院としての位置づけについて、再度、市長にうかがいます。

答弁では、再編後でも守山市民病院は、「市

民の皆様が安心して暮らせるような方策を検討する」とおっしゃいましたが、それはどんな方策なのですか。

いまの市民病院は災害医療活動拠点として位置づけられています。ところが答弁では、守山市民病院は「外来診療を主体とする」として、入院機能は大きく縮小です。産科についても「安心して出産できる場の確保につとめる」といいながら、入院分娩はできなくなる、ということ。

病院の機能がここまで縮小されては、災害時の安心の拠点にはとうていなりえません。市民の不安を解消する、「市民の皆様が安心して暮らせるような方策」とは、守山市民病院を引き続き、災害医療活動拠点として位置づけ充実させることです。

このことについて約束していただきたい。市長に再度答弁を求めます。

東部医療センターとの連携で（市長）

【市長】災害時に傷病者を迅速に収容し、必要な医療救護活動を行うことは、市立病院が担う当然の役割である。再編後の守山市民病院の災害時における診療機能は、グループ化を図る東部医療センター中央病院と機能連携を図り、市民が安心して暮らせるような方策を検討する。

具体的には、被災者に対する応急処置、一時的な重症傷病者の収容や被災者の中央病院への迅速な搬送など、災害時における東部医療センター中央病院との役割分担、体制などについて検討が必要である。

安心して暮らせるようにせよ（意見）

【くれまつ議員】市長から、災害医療活動拠点として位置づけると約束いただかず、納得できません。守山に住む市民の不安は解消されません。

守山市民病院への市バス路線の充実を

【くれまつ議員】守山市民病院の周囲半径400mには、バス停がありません。ほかの市立病院に

はどこも病院の目の前にバス停があります。車を運転できない高齢者や子ども連れの若いおかあさんたちが市バス1本で病院に通えるように、市バスの路線整備が必要ではないかと



質問するくれまつ議員

考えます。せめて、病院の玄関前にバス停を設け、地域巡回バス路線も通すなど、区民が利用しやすいよう病院への交通アクセスを改善すべきです。お答えください。

構造上むづかしい（交通局長）

【交通局長】名古屋市交通問題調査会の第四次答申の趣旨に沿って、500mでバス停に到達できることなどを基準に整備を進めてきた。

病院前へのバス停設置には、バスの運行に適した道路が整備されていることが前提となる。

守山市民病院南側周辺の道路は、病院正門まではバスの通行が可能な幅員はありますが、その先はワンマンバスでは通行ができない幅員になる。また、一方通行のため折り返しが出来ず、仮に一方通行が解除されても、相互通行に必要な道路幅員が確保できないので、現況では病院正門にバス停を設けバスを運行することができない。

病院玄関までバスを通すという立場で真剣な検討をせよ（意見）

【くれまつ議員】病院のバス停は400m先にあり、杖をついた高齢者には遠い距離です。高齢者の方が、バス1本で行けるようにしていただきたい。小型のバスで、病院の敷地内に車道や回転場をつくって、病院の南側から玄関に通し、北側に出て行くことなど、どうしたらバスを通せるかという立場で、もっと知恵を出し、市バスを通すことをぜひ検討していただくよう、要望します。



マンション建設による子育て支援施設の日照被害に対する本市の対応について

大森保育園や発達センターあつたのおひさまをまもれ

【くれまつ議員】マンション建設による子育て支援施設の日照被害の対応について質問します。守山区大森に14階建て地上41mのマンションを建てる計画が昨年明らかになりましたが、その北東には127人の子どもたちが通っている名古屋市立大森保育園があります。計画では、秋から冬にかけて一番日照が必要である午後2時から4時の間、園庭と園舎が日陰になります。父母のみなさんは、建設計画の見直しを求め、建築業者と話し合いを重ねてきました。しかし、建築業者からの提案は、父母の納得の得られるものではありませんでした。ところが、建設の合意がないまま、名古屋市は協議終了の報告を受け取ってしまい、工事が始まりました。日照被害をうける大森保育園の設置者は松原市長です。市長は、保育園の父母のみなさんに直接会って願いを聞き、建築主に対して保育園が日陰にならないように、自らの責任で毅然とした態度ではたらきかけるべきではありませんか。市長お答えください。

さらに、熱田区神宮にある知的障害児通園施設



発達センターあつたを調査する市議員

設の「発達センターあつた」でも隣接する真南の土地に高層住宅の建設計画がもちあがっています。冬至には、朝から園庭のほぼ全体が日陰になるといわれています。そもそも「発達センターあつた」は、市直営の「あつた学園」でした。学園廃止後に社会福祉法人の経営となりましたが、瑞穂区・熱田区の全域と、南区・緑区の一部に住む障害のある子どもたちが療育を受ける場所として定められています。子どもたちは、ここ「発達センターあつた」しか選べません。現在、当初の高層マンションから計画が変更されるようですが、市長、この機会に、子どもたちの日照が奪われることのないように、高層住宅の撤回または日陰を作らない計画に変更するよう働きかけるべきです。お答えください。

所管局が窓口となって話し合いを（市長）

【市長】大森保育園では、設置者の所管局が窓口となり、保護者の要望を伺うとともに、児童の生活環境を良好に維持する観点から、建設業者に対して日影等についての配慮を直接要請している。また、保護者と建設業者との話し合いの場を設置し、双方の理解が得られるよう努力を続けてきた。昨年末には、守山区の公職者会からも同様の要請がされた。それぞれの立場からの努力にも関わらず、なお、双方の主張に開



大森保育園前のマンションに抗議する看板

きがあり、解決に至っていない。

発達センターあつたでは、配慮の要請など同様の対応を実施しているが、先日、建設業者側から、8階建てから階数を減らした高齢者対応住宅へ大幅な計画変更が示された。

本市で、教育施設等との協議が行われた件数は、昨年度79件、そのうち、紛争に至ったのは3件であり、大半が、話し合いの中で解決している。こういった問題は、双方で誠意を持って話し合うことによりお互いの妥協点を見出していくことが大切だ。今後も、所管局が窓口となり、引き続き、児童の生活環境を良好に維持する観点を踏まえ、対応をしたい。

業者に厳しく指導せよ (意見)

【くれまつ議員】大森保育園の日照確保について、市長は、「双方で誠意を持って話し合うことが大切」といいましたが、マンション建設業者は、19日深夜に、建設に抗議をし、現場で夜を徹して監視している保護者の方を30人からの業者が取り囲んで、工事用の重機を強引にもちこみました。深夜の大騒音に近隣住民にも大変な迷惑をかけているという異常なやり方です。こどもたちの生活環境を良好に維持するというのなら、このような業者に対し、きびしく抗議をし、指導すべきです。所管局の対応の強化を強く要望します。

国のBSE全頭検査への補助打ち切り問題に対する本市の考え方について

全頭検査を続けよ

【くれまつ議員】現在、名古屋市においては、市民の安全・安心を確保するためにBSE全頭検査が実施され、昨年度は7,791頭について行われています。ところが5月下旬に「国は、都道府県が行っている生後20ヶ月以下の牛を対象にしたBSE検査への全額補助を来年打ち切ることを決めた」との報道がありました。輸入牛肉

の受け入れ緩和の動きがありますが、国産牛についても、BSEへの不安は引き続き大きいものがあります。そこで健康福祉局長にうかがいます。

市民の食の安心・安全のために、BSE全頭検査への国の補助打ち切りについて、反対の意思を表明し、市として来年度以降も生後20ヶ月以下のすべての牛を対象にしたBSE検査を継続することを宣言すべきではないでしょうか。お答えください。

国の動向を見てから考える (健康福祉局長)

【健康福祉局長】BSE検査は、平成17年7月「厚生労働省関係 牛海綿状脳症対策特別措置法 施行規則」が改正されたことにより、すべての牛が検査対象であったのが、月齢21ヶ月以上の牛のみが対象となった。しかし、国は規則改正後もBSE検査に必要な検査キットの費用について、すべての牛の検査分を国庫補助の対象とし、各自治体においてBSE検査の全頭検査が引き続き行なわれている。

本市は、今年度も従来どおりすべての牛に対し、食肉衛生検査所においてBSE検査を実施している。平成20年度以降のBSE検査の対応は、国からの情報を踏まえたうえで、市民の食の安全・安心を確保する観点から検討したい。

市民の安心・安全を守ることが第1だ (意見)

【くれまつ議員】BSE検査について、「国の情報をふまえてから検討」という答弁でしたが、市民の安全・安心を確保する観点に立つならば、全頭検査の継続をすべきです。



議案外質問 (6月25日)

子育て支援について／青年の働き方の実態調査を／市民会館のネーミングライツはやめよ

かとう典子議員

子育て支援について

保育所の待機児童解消を急げ

【かとう議員】 保育園の増設や定員枠拡大などが取り組まれ、市全体で平均すれば待機児童は減少してきました。しかし、西区の一部の地域や守山区、緑区など、地域的には待機児童は減るどころか、増えている現状があります。

緑区の実態を見ますと、0歳～5歳の児童数が14,000人余り、区内の保育園の定員は、超過入所児童数を加えても、3,300人不足です。昨年、区内の保育園に入れなくて、他の区の保育園に通っていた児童数は、南区へは258人、天白区へは183人、瑞穂区へは59人など、合わせて550人を超えていました。その上で、待機児童数は、昨年発表した数で88人にのぼります。

区画整理事業などで、新築住宅やマンションに住む若い家族が増えています。「就労予定という理由でも入所できることになっているのに、働いてないからと、後回しにされた」という声を聞きました。ローンを抱えて経済的に厳しいから、夫婦で働きたいと希望しても、保育園に

保育所入所待機児童の状況

区分	2007年度	2006年度	差引	
待機児童	342	362	△20	
事由別内訳	求職活動	183	199	△16
	居宅外就労	91	94	△3
	居宅内就労	40	46	△6
	その他	28	23	5
入所定員	32857	32405	452	
入所児童数	31445	31338	107	

他区への保育所入所状況 (緑区の場合)

南区へ	258人
天白区へ	183人
瑞穂区へ	59人
その他の区へ	55人
待機児 (06年)	88人



質問するかとう議員

入れないと困っているのです。

また、「緑区の保育園に入れなくて南区まで通っているが、私が病気のときは送って行けない」という声が寄せられています。小さな子どもを自宅から遠く離れたところにある保育園に入れるということは、毎日の子どもの送迎だけでも子育て家庭にとって大きな負担です。住ん

区別待機児童数 2007年4月1日

区分	平成19年度待機児童数							参考 18年度
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
千種		3	1				4	16
東			1				1	2
北	4	6	10	3	1		24	42
西		14	6	1			21	11
中村			1				1	3
中							0	0
昭和				1	1		2	2
瑞穂							0	0
熱田							0	0
中川	6	13	11	2			32	48
港	1	2					3	10
南	1	2					3	1
守山	2	31	38	35	2	1	109	77
緑	3	13	35	31			82	88
名東		12	12	10			34	30
天白		10	5	9	2		26	32
合計	17	106	120	92	6	1	342	362

でいる地域に保育園が必要です。

また、子どもが1日過ごす環境が問題です。保育園の部屋の広さ、庭の広さ、職員の資格、体制などの条件が整っていることが必要です。児童福祉法で定められた、人的、物的環境などの条件を満たしている認可保育園で受け入れるべきと考えます。

そこで、お尋ねいたします。働きたくても、子どもを預ける保育園がなく、困っている市民が多い地域に認可保育園の増設を、早急に進めなければならないと思いますが、対策についてお答えください。

保育所の増設や増改築のほか、定員超過入所をすすめる（子ども青少年局長）

【子ども青少年局長】待機児童は、平成18年4月現在、362人となっている。待機児童の解消を図るため、保育需要が多い地域で、保育所の整備や既設保育所の定員増・超過入所等を進めており、全体的には待機児童数は減少している。

保育所の整備は、名古屋新世紀計画2010第3次実施計画でも、新設7か所・改築9か所の目標を掲げ、19年度は新設1か所、改築2か所を予定している。今後も、地域の保育需要の動向を踏まえ、保育所の増設や増改築のほか、定員超過入所などの柔軟な対応により、保育所の待機児童の解消を図る。

子どもは待てません。急いで認可園の増設を（意見）

【かとう議員】保育園の待機児童解消が言われて久しくなります。4年前にも質問しましたが、4年たっても待機児童は昨年で362人もいます。

今の答弁で、保育所の整備と合わせて、既設保育所の定員増・超過入所等進めると「超過入所」を繰り返し言われました。超過入所に頼るのはもう限界です。基準の範囲内とはいえ、いつまで子どもたちをすし詰め状態にしておくつもりですか。ただでさえ保育園の整備が追いつかず、預ける保育園が遠くなり、子どもたちが保育園で過ごす時間が延びているのです。子ど

もたちの良好な生活環境を維持するためにも、待機児童問題の解消は、超過入所に頼ることなく、認可保育園の新設と定員増を基本にすべきです。

そして、計画の7ヶ所の新設、9ヶ所の増築を急いでください。2010年まで待てません。特に待機児童の多い地域での対応を急ぐよう、強く要望しておきます。

中学校卒業までの子どもの医療費無料化を

【かとう議員】子どもの医療費無料化の問題です。元気なはずのわが子が病気になった時の、親の気持ちはたまりません。子どもの健康を守るために、すべての子どもを対象にして安心して医療にかかることができるようにすべきです。

先のいっせい地方選挙では多くの候補者が子育て支援として子どもの医療費無料化を訴えたと思います。子どもの医療費の無料化の拡大は市民から要望の多い課題です。愛知県下でも、大府市では今年10月から実施するなど、近隣の市町村で中学校卒業までの医療費の無料化が大きいです。名古屋市民の関心も強くなっています。いまや、医療費無料制度は中学校卒業までが当たり前の情勢です。また、ある市民からは「豊明市から引っ越してきて所得制限がある事に驚いています。名古屋市は子育て家庭に冷たい」という声まで寄せられています。

そこでお尋ねします。子育て支援策の重要な課題である子どもの医療費無料化を、所得制限を撤廃し入院も通院も中学校卒業まで拡大し早急に実施すべきと考えますがお答えください。

多額の経費増を伴うので、慎重に検討していく必要がある（子ども青少年局長）

【子ども青少年局長】これまで順次対象年齢の拡大に努めてきた。2月市会では、さらなる制度の拡充について附帯決議をいただき、重く受け止めている。愛知県は、先の2月県議会で乳幼児医療の無料化を、通院は就学前まで、入院は中学卒業まで拡大することについて、平成20年度には実現したいと、知事が答弁している。

「入院・通院とも中学校卒業まで拡大し、所

得制限を撤廃する」という制度の拡充には、多額の経費増を伴うので、慎重に検討していく必要がある。子どもの医療費助成制度の拡充は、平成20年度を目途に、県と十分調整を図りつつ、検討を進めたい。

子育て支援に、本気で取り組むつもりなら、すぐできる(意見)

【かとう議員】 中学校卒業までの子どもの医療費無料化については財政的に大変だ、といわれますがいくらかかるのでしょうか。

2月議会では、中学校卒業まで所得制限なしに制度を拡充するための所要額は50億2千万円と試算が示されています。しかし、この金額は現行制度のままの数字です。

来年度からはどうでしょう。今まで3歳までの患者負担は3割から2割に軽減されてきましたが、国は来年度から、これを就学前まで拡大します。県でも、中学校卒業まで入院の無料化を進め、通院も就学前まで補助を拡大する予定です。国や県の動向を踏まえれば、本市の負担はかなり少なくなります。仮に50億円としても、

今年度の一般会計9,792億円のわずか0.5%ですよ。子育て支援に本気で取り組むつもりなら、市長の決断しだいで十分可能な問題だと指摘しておきます。



質問するかとう議員

青年の働き方の実態調査を

若い世代の雇用が、深刻な問題だ

【かとう議員】 青年の働き方の問題について市民経済局長に質問いたします。

今、若い世代の雇用が深刻な問題です。平成14年就業構造基本調査は、少し古い統計ですが、名古屋市分の結果をみても正規職員は減少、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託は、増加傾向にあることが現れています。

マスコミでも「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」など若い世代の貧困問題が大きな社会問題となっています。ネットカフェに寝泊りする青年からの聞き取りによると、地方から働きに来ている人も多く、「あまりに仕事が見つからず、実家には帰りづらい。短期の請負はあるが、毎月働いても給料は来月の末までもらえない。だから日雇いのような仕事しかできない」とか「派遣の仕事は6カ月経つと次の仕事に変わらされてキャリアを積むことができない」また「働いても今の時給では貧困から抜け出せない」など、不安定雇用、低賃金で住む所がないという人たちの声です。

ところが、それだけでなく「早朝からの仕事なのでここで寝泊りしている」「終電がなくなればいつもネットカフェ」など、一方で長時間労働など、働かせ方もネットカフェ難民を作り出す一つの要因となっています。青年の雇用現場では、労働基準法はそっちのけで、深夜までの労働、生活できない給料など、ひどい状況が少なくありません。

青年は「正規雇用にしてほしい」「生活でき

子どもの医療費助成

名古屋所得制限撤廃

入院費小6まで無料

07.07.04 中日夕刊

名古屋市の子ども医療費助成

現行	来年1月から	〇八年度以降も
保護者の所得制限あり(ゼロ歳児などを除く)	なし	対策として
入院費無料 小学3年生まで	小学6年生まで	段階的に拡充していく
子どもの医療費の無料化を拡充する自治体が増えている。	を併用する	を併用する

名古屋市は、子どもの医療費助成を来年度から大膽に拡充する方針を固めた。現行ど、保護者がある程度の所得がある程度に達しない限り、所得制限を撤廃し、小学校入学前の子どもの医療費はすべて無料にする。また、入院費が無料になるのは小学3年生までだったが、6年生まで年齢制限を拡大する。今年3月、市議会で無料化の拡充を求める市議決案が提出された。〇七年度の予算として、〇七年度中に段階的に無料化を拡大する。千円の差が縮まると、今年3月、市議会で無料化の拡充を求める市議決案が提出された。〇七年度の予算として、〇七年度中に段階的に無料化を拡大する。

議会が閉会したとたん、かとう議員の質問が一部実現。(7月4日の中日夕刊)

る給料がほしい」「残業代を払ってほしい」「住むところがほしい」「人間らしい生活がしたい」などの願いをしています。青年が未来に希望を持って生きていけるようにすることは、本市にとっても大切なことではないでしょうか。

そこでお尋ねします。青年の置かれている状況をリアルに見れば、今や大都市での社会的弱者となっている青年も多くいると思います。市当局はこの点を認識されているでしょうか。この認識に立って、たとえば青年の雇用・労働実態の「青年1000人聞き取り調査」を行ない、未来を担う青年の願いによりそった、本市独自の積極的な対策をとるべきと思いますが、お答えください。

国の各種調査統計や本の勤労者意識調査などで把握に努めている（市民経済局長）

【市民経済局長】景気回復に伴い、雇用状況は改善傾向にあるが、若年層の失業率は依然として高い水準にあるなど青年の雇用環境は、厳しい状況が続いている。また、パートや派遣など非正規雇用が拡大する一方、非正規雇用から正規雇用への転換制度をもつ事業所が少ない。

青年の雇用の確保と安定は、持続的な経済発展を実現するうえでも大切であり、そのために、仕事と生活のバランスがとれ、青年が希望をもって働ける環境づくりを進めることが重要である。青年の生活や取り巻く環境は、国が行う各種調査統計や本市が実施する勤労者意識調査などで把握に努めており、引き続き機会を得て、的確な実態把握に努める。

「青年千人からの聞き取り調査」の実施を（意見）

【かとう議員】失業率や非正規雇用が依然として多いなど、問題をそれなりに深刻に受け止めておられるようです。統計からだけでも深刻な実態の一端は認識できます。しかし、私はいまだには足りないと思うのです。過酷な労働条件の下で一生懸命働き、悩み、将来を模索している青年の声を、直接聞きくべきだと提案して

いるのです。青年たちを遠くから見て評するのではなく、ネットカフェ難民といわれる青年らの思いを市の職員に直接聞いていただきたいのです。ぜひ提案した「青年千人からの聞き取り調査」を実施するよう、重ねて要望します。

市長は子ども青少年局を作り、次世代育成に、力を入れておられると聞いています。次代を担う青年に安定した雇用を確保することは、次世代育成の事業の中でも大変重要な課題だという、認識を持って取り組んでいただきたいと思いません。

市民会館の ネーミングライツはやめよ

市民の猛反発があるのに文化振興に寄与できるのか

【かとう議員】1963年に劇団関係者や音楽家、舞踊家らの団体や個人が市民会館建設を求めて運動に立ち上がり、多くのあらゆる層の市民の声と運動が大きく広がりました。そして市民局が設置された1972年、市民会館は名古屋市民200万人突破記念として建設されたという歴史をもっています。

そして、これまで市民会館は長く多くの市民に親しまれ、市民の殿堂として存在してきました。市民会館と言う名前も市民の財産として、愛着を持たれてきたと思います。市民にとって大切な施設です。

ところが、ネーミングライツ導入で市民会館は「中京大学文化市民会館」と決まったとの事です。しかし、新聞報道では「入学式を市民会館で行なう機会の多い愛知大。来年4月も既に予約していたが、梅村学園が同会館の命名権を買うという一報が入った際、「愛知大学の入学式を中京大の名前がつく会館でやるのはおかしい」と急遽会場を変更した」とありました。他にも、入学式や卒業式、文化祭などで市民会館を利用する高校や大学も少なくなく、利用を差し控える学校が増えかねません。どんな市民でも利用しやすいのが市民会館のはずなのに、ネー

ミングライツを導入したために市民の利用が制限されようとしているのです。

そこで市長にお尋ねします。市民会館の歴史や名称からみても、市民の財産であり愛着を持たれてきた市民会館のネーミングライツ導入はやめるべきと考えますが、お答えください。

新たな財源を生かし、施設整備による機能向上や文化事業を充実する(市長)

【市長】平成18年12月から市民会館のネーミングライツのスポンサーを募集したところ、地域貢献として文化芸術の振興に寄与したいという

名古屋市民会館



梅村学園・中京大学の地域交流(ホームページより)

地域とともに(学ぶ)

- ・オープンカレッジ
- ・公開講演会
- ・アートギャラリー・Cスクエア
- ・図書館の一般利用

地域とともに(交流)

- ・臨床心理相談室
- ・無料法律相談
- ・体育研究所運動教室

梅村学園の概要(17年5月1日現在)

- ・中京大学(学生13,473人)
- ・三重中京大学(学生829人)
- ・三重中京大学短期大学部(学生422人)
- ・中京大学附属中京高等学校(生徒1,053人)
- ・三重高等学校(生徒1,702人)
- ・三重中学校(生徒393人)
- ・三重中京大学短期大学部附属
梅村幼稚園(園児195人)

趣旨で、学校法人梅村学園・中京大学から応募があった。ネーミングライツ選定委員会を経て6月に契約締結をし、7月1日から「中京大学文化市民会館」という名称に代わる予定。

中京大学からは、今後、ネーミングライツ・パートナーとして、文化振興に協力し、積極的に地域貢献を果たしていきたいと申し出をいただき、ありがたいことと思っている。市民を対象とした公開講座や、地域と共同して講演会や音楽発表などの文化交流事業に取り組みられる。こうした取り組みは、ネーミングライツ導入の効果と考える。

市民会館の名称が代わるが、新たな財源を生かし、施設整備による機能向上や文化事業を充実するなど、さらに、市民に魅力ある施設として利用できるよう、努力する。

梅村学園 資金収支決算額(17年度 単位:百万円)

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
学生生徒等納付金収入	16,868	人件費支出	11,456
手数料収入	855	教育研究経費支出	4,026
寄付金収入	87	管理経費支出	1,477
補助金収入	1,735	借入金等利息支出	35
資産運用収入	184	借入金等返済支出	1,018
資産売却収入	37	施設関係支出	2,894
事業収入	274	設備関係支出	930
雑収入	451	資産運用支出	1,452
借入金収入	1,400	その他の支出	554
前受金収入	3,223	資金支出調整勘定	△ 1,041
その他の収入	1,604	次年度繰越支払資金	16,815
資金収入調整勘定	△ 4,011	合計	39,616
前年度繰越支払資金	16,909		
合計	39,616		

梅村学園への補助金の推移(単位:百万円)

年度	14年度	15年度	16年度	17年度
国庫補助金	765	538	509	676
地方公共団体補助金	1,175	1,142	1,103	1,059
計	1,940	1,680	1,612	1,735

理解と納得が得られないまま強行するな (再質問)

【かとう議員】市長の答弁では、市側の利益と、中京大学が、今後どのように利用しようとしているかということにはわかりましたが、市民の思いについては何も言われません。市民会館の名称変更を知った市民は、市民会館が中京大学のものになったように感じたのです。市民会館の設立に至る経過や、その後の35年間の歴史、市民会館への市民の愛着の深さを市長はどのように認識していますか。

多くの市民や文化関係者が名称変更反対を表明しています。理解と納得が得られないままでの名称変更は問題がありすぎます。報道でも指摘されているように、少なくない利用者が市民会館を敬遠するような事態が広がれば、中京大学にとってもイメージダウンにならないかと私は心配です。

変更は7月と聞いていますが、今からでも遅くはありません。「中京大学文化市民会館」への名称変更はやめるべきです。再度、市長の答弁を求めます。

スポンサーの申し出はありがたい (市長)

【市長】16年11月に総務省からネーミングライツは地方自治法上の主権の制約に当たらないとの見解をうけ、17年10月にネーミングライツ導入のガイドラインを策定し、市民利用施設を対象にした施設の特性による導入の適否、企業ニーズの調査などを行い、市民会館や総合体育館の導入を決定した。それぞれの施設においてはスポンサー企業や大学がそれぞれの施設の特性を十分発揮するように努力する旨、申し出をいただいております、ありがたいことだ。

市民の財産を、市民が使いたくなくなる 名前にすべきでない (意見)

【かとう議員】市長、広く市民の声に耳を傾けたらいかがですか。多くの市民が市民会館に親しみと愛着を感じてきたのです。市長には、市

民会館が市当局の財産ではなく、市民の財産であることを改めて認識していただきたいと、思います。

「公の施設の利用の支障」となる恐れのある、市民会館へのネーミングライツ導入は、やめるべきであると強く申し上げ、私の質問を終わります。

議案外質問 (6月25日)

市民負担増の軽減を／都市高速道路沿線で発生する公害への対策について／学校給食用物資の調達事業／中村区太閤地区への大型店の進出について

江上博之議員

市民負担増の軽減を

減免制度を元に戻せ

【江上議員】住民税増税による負担の軽減策について質問します。「住民税の通知が来て、昨年の2倍になった。いったいどうなっているんだ。」「更に、健康保険料も上がったら、暮らしていけない」このような相談をお聞きしています。区役所でもたくさんの問い合わせがきているようです。6月1週目だけで、窓口に来た人が約5,000人、電話が約1万件と聞きました。また、今日25日は、サラリーマンの給料日です。給料明細をみて怒りが職場にあふれているのではないのでしょうか。

65歳の単身世帯の場合、200万円の年金の方で、名古屋市の25%減免を受けている方で、昨年11,100円、今年29,200円で、2.6倍です。所得税と住民税合計でも、4,200円の増税です。これは、広報なごや5月号の名古屋市の参考例です。この例以外のサラリーマンも含め、ほとんどの世帯が、増税です。昨年の増税に加えてであり、特に、この間、65歳以上の高齢者への増税が大きくなっています。

市長は、今年3月の議会で、「本市における減免は、低所得者軽減では、他都市と比較しても十分配慮されており、さらに拡充するのは適当でない。」と答弁しています。しかし、今述べた市民の大変な実態を踏まえればこの答弁は納得できません。そこで、市長にお聞きをします。

昨年11月議会で、税源移譲を理由に、名古屋市独自の65歳以上の高齢者で低所得の方などを

対象にしていた減免制度の率を下げました。実際には、定率減税の廃止で増税となっています。元の50%に戻すべきです。お答えください。

減免率の復元は考えていない(市長)

【市長】減免措置は、負担の公平を損なうことのないよう、十分に留意する必要があります。昨年の11月市会で低所得者に対する減免率を50%から25%へ改正したが、税源移譲が行われることを踏まえた、軽減額を現行水準に据え置くための措置であった。

本市における減免は、低所得者に対する負担の軽減という点では、他都市と比較しても十分配慮したもので、減免率を復元することは考えていない。

増税負担増から暮らしを守れ(意見)

【江上議員】市長は、定率減税の廃止は、景気回復によるといわれました。しかし、同時に減税された、大企業の法人税の減税、高額所得者の所得税の減税はそのまま、庶民だけ減税廃止が問題です。住民税増税による負担増でこれだけ市民が困っ



質問する江上議員

ている。今年だけでなく、特に一昨年からつづいている。だから、今、緊急に対策が必要と求めたが、新たな施策はしないという回答。国に対する要望も含め、市長として市民の増税負担増に対し暮らしを守る姿勢を示す施策を求める。

所得減少の人に住民税の負担増軽減を

【江上議員】名古屋市は、税源移譲だから、「毎年の収入金額がほとんど変わらない方の多くは」本人の税額は変わりません、と言ってきました。しかし、昨年と比べ、大幅に収入が減った場合には、税源移譲だけでも増税になってしまいます。たとえば、夫婦子ども2人のサラリーマンが、リストラされて転職し、年収が620万円から半分程度の340万円に減少する場合、所得税と住民税の差し引きで、9万円以上の増税という例さえあります。収入が減った上に、多額の税金で、今年度分の支払いが大変です。所得の激減に加え、税源移譲が大きく影響しています。そこで市長にお聞きします。

昨年と比べ大幅に収入が減った場合、今年の収入が、所得税ゼロになれば、申告によって、住民税額について経過措置がとられます。しかし、今の例のように、所得税ゼロでなければ、何の措置もありません。前年の収入から大幅に減った場合、減少割合に応じて、住民税を減額、あるいは、免除する制度を設ける姿勢が必要です。いかがでしょうか。お答えください。

市独自で一律減額を実施することは適切ではない(市長)

【市長】負担増は、住民税が所得の変動に関係なく、前年の所得に対して課税される制度であるために生じる事柄である。

今回の税源移譲は、全国一律の制度として法改正され実施されているので、所得が減少したことを理由に、本市独自で一律減額を実施することは適切ではない。

減免対象者にはすべて通知を(意見)

【江上議員】また、昨年と比べ、大幅に所得が減り、所得税がゼロの方に対し、深刻で減免されます。100%申告されるよう案内の徹底を求めます。



質問する江上議員

都市高速道路沿線で発生する公害への対策について

速度規制しか環境基準を守る方法はないのではないか

【江上議員】都市高速道路沿線で発生する公害への対策について質問します。都心環状線の南西にあたる中川区の山王橋から南へ、日比野、六番町にかけて延伸工事が行われています。この道路の平面道路である江川線は、今回の対象地域では渋滞もなく、逆に、都市高速道路が出来ることで渋滞の心配すらあります。地元住民にとって、都市高速道路が出来ることは、利益どころか、不利益が目につきます。町が暗くなり、地域が分断され、排気ガス、騒音などの心配ばかり増えます。長い工事期間で、商店街の交通が妨げられます。3年前に高速道路公社の工事説明会があり、心配した住民で市民運動が始まりました。住民のみなさんが、高速1号線の高辻の騒音を調査したところ、14階建ての建物から簡易測定器で測ると、79から80デシベルです。昼間の環境基準70デシベルを優に越えた実態に参加者は、よそ事でない、と大きなショックを受けた、ということです。また、供用中の堀田付近では、長年、環境基準を越えたまま放置されています。騒音ばかりでなく、見えない窒素酸化物でも同様です。

そこで、住宅都市局長に騒音対策に絞ってお聞きします。

一番目に、このような不安解消が求められています。制限速度は、60キロですが、環境影響評価による対策は、70キロを前提にして行われています。しかし、それでも実態には合っていません。90キロや100キロである実態に即した環境対策が必要です。現時点で、違法を前提に対策は取れないと公社は答えています。それでは、環境調査を毎年行い、基準を超えた場合、1年以内に対策をとるか、60キロ上限の速度規制を徹底するか、どちらかしか環境基準を守る方法はないではありませんか。どうされるのかお

聞きします。

速度規制は看板や取締りでやるもの（住宅都市局長）

【住宅都市局長】名古屋市自動車公害対策推進協議会を設け、関係機関が総合的な自動車騒音対策等に取り組み、名古屋高速道路は既供用区間沿道の騒音の状況を改善するため、平成15年度より五ヶ年で騒音対策に取り組んでいる。

名古屋高速道路の規制速度は、道路標識や注意看板、速度警告表示板等の設置でドライバーの注意を促すとともに、交通管理者による取り締まりが実施される。

公社は、ラジオ広報やチラシの配布などによりドライバーに安全運転を呼びかけており、今後とも、ドライバーの運転マナー向上を目的とした啓発活動に努めていく。

尾頭橋鉄道橋の騒音に不安がいっぱい

【江上議員】二番目に、山王橋南に、名鉄本線、JR東海道線、中央線が通る尾頭橋鉄道橋があります。その上を都市高速道路がまたいでいく計画です。鉄道橋の騒音が、都市高速道路に反射して、騒音が増幅されるのではないかと心配されています。同じ路線の南にある熱田区六番町の新幹線鉄道橋をまたぐ都市高速道路への反射音などの対策は、新幹線公害訴訟があつて環境基準があり、それに見合った対策がされると聞いています。ところが、在来線である尾頭橋鉄橋は、そもそも環境基準がないから、と対策もありませんでした。しかし、少なくとも、現状以上の環境悪化にならない対策はとるべきです。住民の声にこたえ、やっと騒音調査は進められました。どのような調査結果で、どう対策をとられるのでしょうか、お聞きします。

評価方法が確立されていないので検討している（住宅都市局長）

【住宅都市局長】尾頭橋鉄道橋付近の在来鉄道騒音は、名古屋高速道路公社が、平成18年の12月に、現況騒音の測定を実施している。しか

し、在来鉄道騒音の集計方法、評価方法が確立されていないため、測定結果の集計方法や評価方法を検討している。

現在、在来鉄道騒音に係る環境基準は定められていない。このため、高速道路による在来鉄道騒音の反射音対策については、現状より環境を悪化させない対策の必要性を含め、どのような考え方で対応するべきかを、公社において、検討している。

環境を守れないのなら工事の中止を（意見）

【江上議員】都市高速道路について、質問にまともに答えていない。尾頭橋鉄道橋の騒音調査は、住民の皆さんの要求の中で実現した。引き続き沿線住民の環境を必ず守る、という姿勢を求める。そのことをキッパリと約束できないのであれば、工事は中止をして、対策を明らかにすることが第一である。そのことを要望する。

中村区太閤地区への大型店の進出について

市民の納得のないままの出店は許すな

【江上議員】中村区太閤地区への大型店進出についてお聞きします。

中村区太閤地区に、24時間営業、店舗面積4,700㎡の大型スーパー・イオンマックスバリュ太閤店が、秋、開店予定されています。以前、JR東海病院があり、復員15mの道路をはさんで、西側に移転改築された跡地に建設しようとするものです。その工事が、大店立地法に基づく審議会も開催されていないのに、進められています。隣接した西側の区画には新病院と、その西に笈瀬本通商店街や公設市場パルミーがあり、店主さんらは、地域の生活に、町内会活動になくってはならない存在になっています。その衰退が心配されます。有志で、地域を守れと運動が始まり、「住民の納得と合意を得るまで、太閤店の出店をやめてください」など要望が、1,252名の署名で市長にも提出されています。そこで市民経済局長にお聞きします。

この大型店の出店で、公設市場、商店街が衰退しかねません。業者にとっても、消費者にとっても大変な事態です。地元小売店、消費者を守る立場の名古屋市として今回の大型店進出に伴う問題の認識、および対策をどのように考えているのかお聞きします。住民の納得と合意を得るまで、大型店の出店は許さないという姿勢が必要ではないでしょうか。

3回の説明会が開催された（市民経済局長）

【市民経済局長】大型店の進出に際しては、地域の商店街と連携・協力して、安心・安全で、にぎわいあふれるまちづくりを進めることが重要。

そのため、大規模小売店舗立地法を適正に運用する中で、大型店の設置者に対し、周辺地域の生活環境に最大限の配慮を求めるとともに、地域コミュニティの一員として地域社会への貢献を要請し、地域住民に十分理解のうえ出店するよう働きかけている。

店舗新設の届出後は、説明会の開催が設置者に義務付けられる。本件は、法令上の上限である3回の説明会が開催されており、設置者からは、その質疑の中で都市計画道路との関係について説明を行ったと報告を受けた。

住民説明会の開催への指導を（再質問）



【江上議員】国の指針は、大店立地法に書かれてある指針である。それだけ重いものである。説明会は、最初、出店計画要約書に基づき内容説明があり、その後、質疑応答となっている。指針に基づく都市計画道路の説明は、「質疑の中で」なく、最初に行うべきものである。そのことを市は、認めないのか、お答えください。

法令上の上限である3回まで開催された（市民経済局長）

【市民経済局長】大規模小売店舗立地法に義務づけられた説明会が法令上の上限である3回まで開催された。

駐車場の真ん中を都計道路が突き抜けることを承知で設置していいのか

【江上議員】この地区には、新幹線西口とささしまライブ地区から中川区につなぐ幅員平均36mの都市計画道路椿町線の計画があります。その椿町線の計画地に店舗の駐車場が大半かかる出店計画になっているのです。大型店の設置者が2月に開いた説明会の段階で、隣接する南部地域では、都市計画道路の事業認可もされ、買収も進められていました。そして、現在、大型店がかかる道路も7年後の完成に向け、今年度中に事業認可を取る予定といます。このように、設置者は、駐車場252台分の土地の大半が都市計画道路建設の買収対象であることを承知で、建設工事まで進めています。このような計画が許されるのでしょうか。

そこで、大型店の出店計画の説明のあり方についてお聞きします。経済産業省の「大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針」で、設置者は、説明会で、都市計画などのまちづくりにかかわる事業を説明する必要がある、としています。設置者は、都市計画道路があることを、説明会で、自ら説明していません。住民からの質問で答えただけです。都市計画道路が建設されとなれば、駐車場252台の大半がなくなることになります。営業を続けるには、駐車場の代替地を用意するか、店舗

を縮小するしかありません。都市計画道路計画、それに伴う7年以内に予定される店舗と駐車場の計画の変更についてはっきり住民の皆さんに提示するように設置者に求めるべきと考えます。いかがでしょうか。

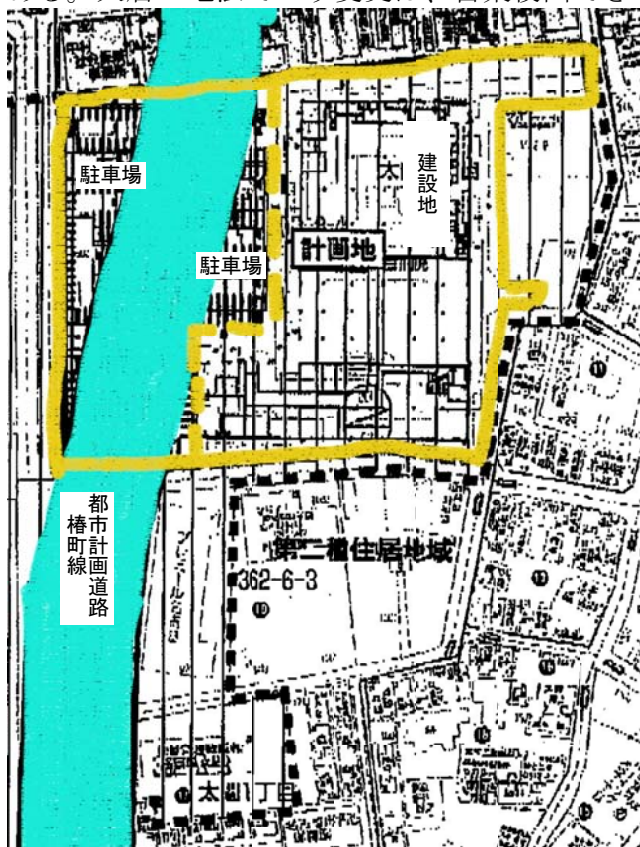
駐車場が減る時に対応策を検討し、変更の届出及び説明会を行う（市民経済局長）

【市民経済局長】店舗の開店後に届出事項に変更が生じる場合は、変更手続が必要であり、椿町線の整備の進捗状況により、実際に駐車場が減少する時点で、設置者是对策を検討し、変更の届出及び説明会を行うこととなる。

今後とも、大規模小売店舗立地法の趣旨に沿って、地域社会の健全な発展が図られるよう努めていく。

変更は今でもわかっているのになぜ開通後の計画を示さないのか（再質問）

【江上議員】都市計画道路は、7年後完成予定であり、6年ぐらい先には、駐車場の大半が道路にかかる変更が求められることは、今、明らかである。大店立地法でいう変更は、営業後出てき



た事由によるものであって、現時点ではっきりしている事由については、「対応策」を今から説明するのが指針の趣旨ではないのか。業者や買い物客は、6年後に、駐車場代替地はない、撤退するのではないかと不安を感じている。それまでに、公設市場や商店街が衰退していたら、と思うと買い物も出来ない町になってしまう、と心配している。都市計画道路が開通し、その後、どんな店舗や駐車場を考えているのか、きちんと説明するよう設置者に求めるのが市の役割ではないか。それが仕事だと思うがどうか。

地域住民に十分理解の上、出店するよう働きかける（市民経済局長）

【市民経済局長】これまで同様、周辺地域の生活環境に最大限配慮するとともに、地域住民に十分理解の上、出店するよう働きかけたい。

道路予定地への駐車場を許したら補償が生まれるのではないのか

【江上議員】都市計画道路の事業認可があれば、大型店の駐車場は事実上建設できなくなります。そのことを承知で、駆け込み的に、法の間隙をぬって大型店を進出させようとしているのではないかと、都市計画上問題はないのでしょうか。また、土地買収にあたり営業補償を支払うということでしょうか。このような大型店のやり方をどのように認識しているのかお聞きします。

以上の諸問題は、この地域だけではなく、全市的に、地元小売店を守り、消費者を守り、住みつけられる都市計画をすすめる名古屋市としての姿勢を問うものです。

そういった問題は生じない（住宅都市局長）

【住宅都市局長】都市計画道路椿町線は、岩塚牧野線以南において事業認可を受け、用地買収を進めている。マックスバリュ太閤店が出店する敷地は、岩塚牧野線から太閤通までの区間に位置している。この岩塚牧野線から太閤通までの区間については事業認可前であり、都市計画法第53条により、建築物の建築には一定の制限

が課せられ、市長の許可が必要になる。今回のマックスバリュ太閤店の建設計画では、都市計画道路内に建築物はないと聞いており、都市計画法による許可の手続きは不要である。

事業化後、土地の取得に伴って生じる損失は、通常は補償するが、当該地区の開発は道路整備の計画をあらかじめ認識した上で進められている。また、従来より土地所有者へは、今後の道路事業への協力を要請し、ご理解をいただいているので、そういった問題は生じない。

市は業者や消費者を今後も守るという姿勢をとれ（意見）

【江上議員】地元商店街、公設市場、消費税を守るのが市の仕事です。大店立地法の解釈もそのことを踏まえ行うべきです。業者や消費者を今後も守るという姿勢での仕事を求め、私自身もそのために全力を尽くすことをお誓いし、質問を終わります。

主な議案に対する会派別態度(7月4日)

1、当局提案 10件 (条例案：8件、一般案件：2件)

議案名	各会派の態度								結果	備考
	共	民	自	公	名	ネ	社	ク		
政治倫理の確立のための名古屋市長の資産等の公開に関する条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	金の民営分割に伴う規定の整理
名古屋市長の選挙における選挙運動用ラの作成の公営に関する条例の制定	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	法改正で、選挙公営の拡大として、市長選挙の選挙運動用ラの公費負担を新設し、限度額を7万、462,700円などとするもの
職員の育児休業等に関する条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	法改正に伴う規定の整理。2年6ヶ月までの育児休業後は6ヶ月の無給の部分休業2時間があったが、部分休業をさらに就学前まで延長する
名古屋市財産条例の一部改正	●	○	○	○	○	○	○	○	可決	法改正に伴う規定の整備と、民間への行政財産の貸付条件を緩和するもの
道路の 用料等に関する条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	鉄道事業者などの民間が、道路上に自転車駐車を設置できるようにして、車輪止め 置などの道路 用料を定める
名古屋市 条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	市内他区へ住所異動した場合も 登 を継続させるなどのため
名古屋市建築基準法施行条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	大規模集客施設の立地制限のある用途地域等(工業地域等)においてその立地を認める制度の手数を定める。
名古屋市消防員及び消防団員救 条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	法や政令の一部改正に伴う規定の整理
財産の取得(なごやサインスパーク「テク ル名古屋」事業用地)	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	<ul style="list-style-type: none"> ・場所 地区 ・面積 18,191.54㎡ ・買入金額 30億2,944万5,635円 ・買入れの相手方 名古屋市土地開発公社
愛知県後期高齢者医療広域連合と名古屋市との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の制定	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	愛知県後期高齢者医療広域連合の公平委員会の事務を名古屋市が受託するため、規約を定める

○=賛成 ●=反対 -=退席 / 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党
 名：名古屋市会自民党 ネ：市民ネット 社：社民党・ローカルパーティ ク：民主党クラブ

2 追加議案

議案名	各会派の態度								結果	備考
	共	民	自	公	名	ネ	社	ク		
固定資産評価審査委員会委員の選任	○	○	○	○	○	○	○	○	同意	<ul style="list-style-type: none"> 小川文子、1948年生、名東区、不動産 定、東海不動産 定事務所代表取締役、国土交通省地価公示 定評価員、再任。 加藤 子、1948年生、天白区、税理 、桜税理 法人、東邦学園短期大学非常勤講師、名 大学大学院非常勤講師、再々任。 山田洋久、1946年生、名東区、公認会計 山田洋久会計事務所、再任 二、1947年生、天白区、宅地建物取引主任者、 不動産代表取締役、平針 前商店街振興組合理事長、新)
人権擁護委員の推薦 (任期が来る10人の後任)	○	○	○	○	○	○	○	○	同意	<ul style="list-style-type: none"> 正弘 (1955年生、千種区、高校教 、壽盛 住職、保護司、再) 青木仁子 (1939年生、中村区、弁護 、市性企画 話会委員など、再々々々再任) 三輪金久 (1940年生、熱田区、 文堂社長、保護司、再任) 西川 (1943年生、港区、大音 住職、保護司、港区少年補導委員、再々再任) 井照久 (1936年生、守山区、藤岡 協、三屋 店社長、保護司、再々々々再任) 高 良江 (1948年生、守山区、法律事務所勤務、再任) 小田島五郎 (1933年生、緑区、緑区役所総務課長、保護司、再々再任) 伊藤豊子 (1943年生、緑区、東海 行、民生委員、保護司、再任) 田久孝 (1937年生、名東区、熱田区長、固定資産評価員、再再任) 子 (1950年生、中村区、 乗合バス、メナード、中村区地域 性団体連 協議会副会長、新)
人事委員会委員の選任	●	○	○	○	○	○	○	○	同意	<ul style="list-style-type: none"> 森新治、1940年生、千種区、ダイコク電機社長、新任。通常は教育関係者。

○=賛成 ●=反対 -=退席 / 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党
 名：名古屋市会自民党 ネ：市民ネット 社：社民党・ローカルパーティ ク：民主党クラブ

3 議員提出議案

議案名	各会派の態度								結果	備考
	共	民	自	公	名	ネ	社	ク		
政治倫理の確立のための名古屋 市議会議員の資産等の公開に関 する条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	金の民営分割に伴う規定の整理 (全会派共同の提案)

○=賛成 ●=反対 -=退席 / 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党
 名：名古屋市会自民党 ネ：市民ネット 社：社民党・ローカルパーティ ク：民主党クラブ

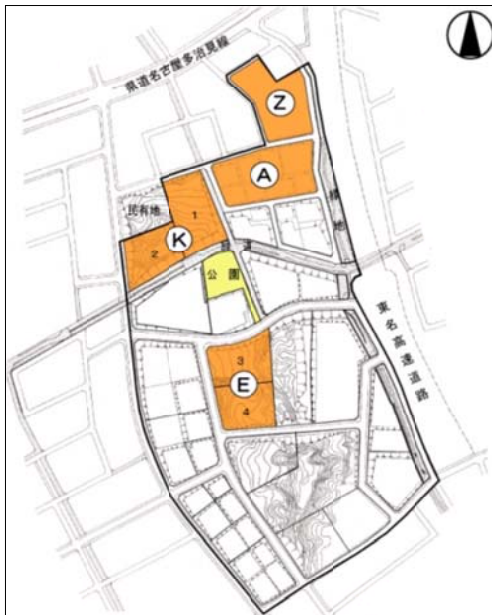
委員会資料

テクノヒル名古屋の進捗状況

区分	企業数	面積	構成比
	社	ha	%
契約済	13	3.8	39
立地審査済	4	2.9	29
G区画	1	1.8	18
	その他	3	1.1
平成19年度募集予定	—	3.1	32
合計	—	9.8	100

注 平成19年5月末現在

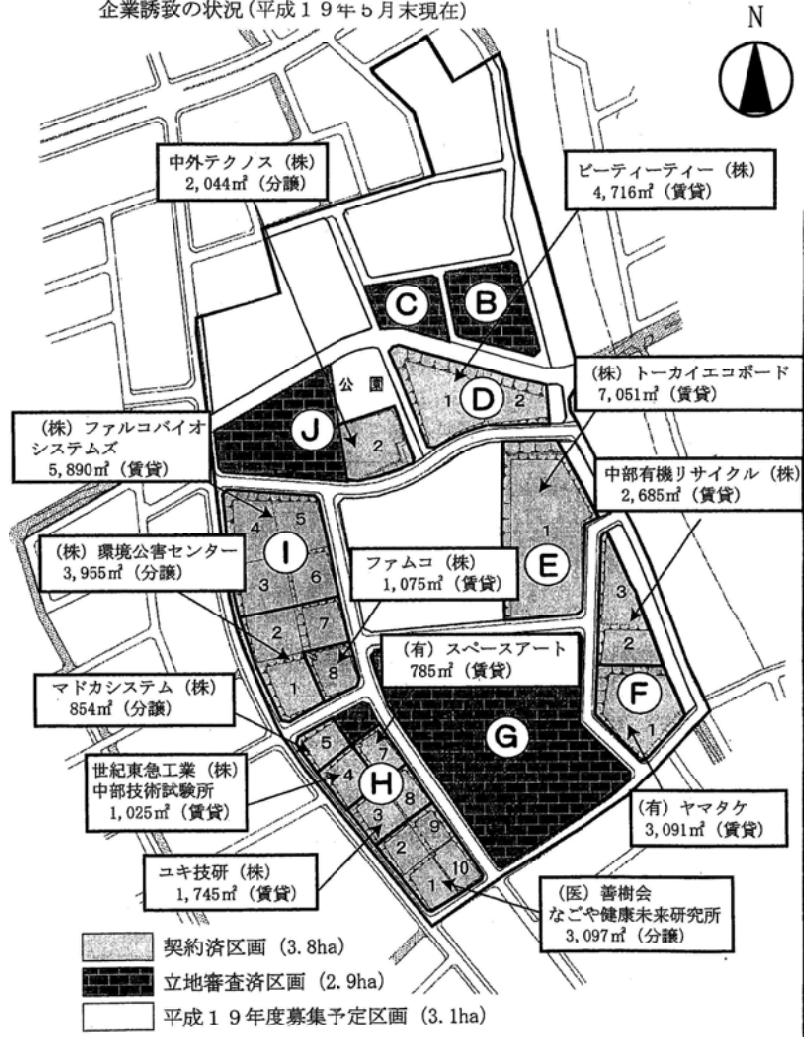
平成19年度新規公募について
 公募期間 6月28日(木)~7月23日(月)
 公募区画



募集区画の面積・価額

区画	面積 (㎡)	分譲価額 (円)	賃料月額 (円)	賃貸の場合の保証金(円)
A区画	6,226	418,387,200	1,185,431	41,838,720
E-3区画	3,637	260,772,900	738,857	26,077,290
E-4区画	3,392	251,008,000	711,190	25,100,800
K-1区画	4,122	276,998,400	784,829	27,699,840
K-2区画	3,472	233,318,400	661,069	23,331,840
Z区画	5,264	345,844,800	979,894	34,584,480

「テクノヒル名古屋」
 企業誘致の状況(平成19年5月末現在)



テクノヒル名古屋の契約済企業の内容

区画	企業名	分野	契約時期
-4	世紀東急工業(株) 中部 術試 所	新 造 術関連	平成14年11月
-1, 2, 9, 10	(医) 善樹会なごや健康未来研 所	医療・福祉関連	平成15年3月
-7	(有) スペースアート	新 造 術関連	平成16年3月
-1	ーティーティー (株)	新 造 術関連	平成16年6月
-2			平成17年9月
-1	(有) マタケ	新 造 術関連	平成17年2月
E-1	(株) トーカイ コ ード	新 造 術関連	平成17年6月
-3, 4, 5, 6	(株) フアルコバイオシステ ズ	医療・福祉関連	平成18年8月
-2, 3	中部有機リサイクル(株)	新 造 術関連	平成19年2月
J-2	中外テク ス(株)	環境関連	平成19年2月
-3, 8	キ 研(株)	新 造 術関連	平成19年3月
-5	マドカシステ (株)	新 造 術関連	平成19年4月
-8	フ コ(株)	新 造 術関連	平成19年5月
-1, 2, 7	(株) 環境公害センター	環境関連	平成19年5月

注 平成19年5月末現在

請願・陳情 6月議会に受理されたもの

6月定例会には下記の請願・陳情が受理されました。審議は7月～9月の閉会中委員会で行われます。

◆請願

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成19年第6号	平成19年6月29日	日豪EPA/FTA交渉に関する請願	食とみどり、水を守る愛知県労農市民会議	うかい春美 渡辺房一(以上民主)
<p>本年から開始するとされている日 E (経済連携協定) / E (自由 易協定) 交 において、オーストラリア政府は、産物も含む関税撤廃を強く主張すると見られている。オーストラリア政府の要求どおり、産物の輸入関税が全面的に撤廃されるようなことになれば、政府の試算でも、牛肉、乳、小、の主要4分野で約8,000億円もの打 を受け、関連産業や地域経済への影響を含めると、2 円から3 円規模となるとされている。</p> <p>また、食料自給率は30%台に低下するなど、日本の 業と食料は 的な打 を受けることになり、 林業の多面的機能が失われ、山村の、国土の荒廃、環境の悪化を くことになる。</p> <p>さらに、昨年、ばつによって大減産となったように、オーストラリアの 業生産条件は極めて不安定であり、これに安易に依存することは、世界的な食料不足、 機が心配されている中で、日本の食料安全保障をうくする結果を きかねない。</p> <p>私たちは、日 E / 交 に当たり、日本 業に多大な影響を与える重要 目を交 から除外するなどの対策を求める。</p> <p>ついでに、貴議会が次の事項を内容とする意見書を政府関係機関に提出するとともに、その内容の実現に向けて強力に働きかけるようお願いする。</p> <p>1 日 E / 交 に当たっては、小、牛肉、乳、等の 林水産物の重要 目を除外するとともに、万一、これが受け入れられない場合は、交 を中断すること。</p> <p>2 産物 易交 は、業・村の多面的機能の発揮と国内自給による食料安全保障の確保を基本とし、各国の多様な 業が共存できる 易ルールを確立すること。</p>				
請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成19年第7号	平成19年7月2日	マックスバリュ太閤店の出店見直しを求める請願	マックスバリュ太閤店の出店を考える会	うめはら紀美子 わしの恵子 さとう典生 江上博之 山口きよあき くれまつ順子 かとう典子(以上共産)
<p>平成18年12月25日にイオン株式会社からマックスバリュ太閤店新設の届出がなされたのに続き、届出書がされ、平成19年2月19日に大規模小売店舗立地法に基づく地元説明会が開かれた。高齢化した な住宅地域への24時間営業の大規模店舗の進出は、の多発や らない町のいびつな生活を生み出すことになり、計画地が病院の前にあるだけに安易に認めるわけにはいかない。同時に、地元商店街や公設市場への 的打 や町 しにもつながり、安全、安心のまちづくりのためにも24時間営業はやめてほしい。</p> <p>また、平成26年度に整備を終える都市計画道路椿町線は、今年度中に事業認可の手続に入ることが明らかであるのに、駐車場を横切る椿町線を図面に落とさず、「いつになるかわからない」、「届出内容の説明会だ」という理由で、都市計画道路を無視した で店舗展開を説明したのでは納得がいかない。住民が説明を求めてから都市計画道路についての存在と対応を明らかにしたイオン株式会社は、周辺に駐車場を求めるか、立体駐車場をつくるか、店舗縮小かの方向を示したものの、実現性は しく、会社としてどうするかは決まっていない。一方、店舗継続の意思も示したが、テナント募集を6年契約にするなど、撤退の方向が選 として考えられる。しかも、道路にかかる駐車場があるため、撤退に当たり税金による営業補償が発生するのは、住民感情として受け入れられない。</p> <p>さらに、計画地は病院の駐車場と向かい合っているところ、片側1車線、幅員15メートルの生活道路との出</p>				

入りに 折の規制がないため、間近にある 号の影響で渋滞はさらにひどくなり、救急車の 行にも支障を来すことが予 され、学校や保育所も近く、立地上の難点を考えれば申請時にチェックすべきであり、再検討を求めたい。深刻な住民の声として、大規模小売店舗立地法に基づく意見書を延べ627件提出した。

については、マックスバリュ太閤店の出店見直しのため、次の事項の実現をお願いする。

- 1 都市計画道路を前提とした店舗計画の再提案と説明会の開催を指導すること。
- 2 安全、安心のまちづくりのために、24時間営業をやめるように指導すること。
- 3 渋滞による救急車の 行妨げや住環境への影響を考え、出店の見直しを指導すること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成19年 第8号	平成19年7月 2日	学童保育制度の拡充を求める請願	名古屋市学童保育 連絡協議会	別記の33名(共8、民12、自6、 名5、社1、ク1)

学校が週5日制になり、土 日は多くの学童保育所が午前中から開設している。厚生労働省は土 日に開設することを前提に補助の基本額を増額したが、名古屋市の学童保育所への補助は、 み期間中等を除き、多くの土 日について、いまだに学校が土 日に 業を行っていたときの午後1時からの補助のままとなっている。

小学校4年生・5年生・6年生を放課後児童健全育成事業の対象児童にすることに関して、厚生労働省は、2001年12月20日に雇用均等・児童家庭局育成環境課長が、「放課後児童のおかれている実情を 案し、小学校(・ ・ 護学校も含む。)に就学している4年生以上の児童も積極的に受け入れるよう配慮されたい。」という通知を出し、2005年には実施要綱に、「その他健全育成上指導を要する児童(・ ・ 護学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童)」という文言で明記された。社会環境の変化からも、高学年になったからといって、安心して子どもだけで留守番できなくなっている。学童保育所のような安全な所で、安心して生活できることが必要である。

については、次世代を生き育てていく社会の一環として、学童保育を必要とする子どもが全員入所できるような学童保育施策を充実させるため、次の事項の実現をお願いする。

- 1 保護者負担を軽減し、学童保育を必要とする家庭の子どもが学童保育を利用できるよう、現行制度を改善すること。

- (1) すべての土 日について、長期 業日と同様に、実態に即して午前中から補助をすること。
- (2) 助成対象児童を小学校の4年生・5年生・6年生まで拡大すること。特に、児童福祉法にも明記されている「おおむね10歳」に当たる小学校4年生までは、早く拡大すること。

※紹介議員 うめはら紀美子 わしの恵子 さとう典生 江上博之 山口きよあき くれまつ順子 かとう典子 田口かずと(以上共産) 久野浩平 吉田伸五 うえぞのふさえ 加藤一登 田中里佳 鎌倉安男 山本久樹 梅村麻美子 岡本やすひろ 斎藤まこと 小川としゆき 日比健太郎(以上民主) ふじた和秀 中川貴元 中里高之 岡本善博 水平かずえ 岩本たかひろ(以上自民) 横井利明 浅井日出雄 伊神邦彦 工藤彰三 坂野公壽(以上名自) とみた勝ぞう(社民) のりたけ勅仁(民ク)

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成19年 第9号	平成19年7月 2日	療養病床の廃止・削減の中止を求める請願	愛知県民主医療機 関連合会	うめはら紀美子 わしの恵子 さ とう典生 江上博之 山口きよあ き くれまつ順子 かとう典子 田 口かずと(以上共産)

2006年6月の国会で成立した医療制度改 関連法では、医療療 病床25万床及び介護療 病床13万床で現在38万床ある療 病床について、2012年3月までに、医療療 病床を10万床 減するとともに、介護療 病床13万床を全廃して、15万床まで 減しようとしている。

2006年6月の国会で成立した医療制度改 関連法では、医療療 病床25万床及び介護療 病床13万床で現在38万床ある療 病床について、2012年3月までに、医療療 病床を10万床 減するとともに、介護療 病床13万床を全廃して、15万床まで 減しようとしている。

そして、その具体化が都道府県に任され、各都道府県において、療 病床の廃止・ 減計画ともいえる地域

ケア体制整備構 が2007年秋までに、医療費適正化計画が2008年3月までに作成されようとしている。
 現在、特別 護老人 一 の待機者が34万人に上っているにもかかわらず、療 病床23万床を廃止・ 減することは、高齢化が進む日本社会で、医療や介護を必要とする患者・利用者から療 し、介護を受ける場を奪うものであり、さらなる介護難民、療 難民を生み出す深刻な問題である。
 ついては、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国及び県に提出されるようお願いする。
 1 療 病床の廃止・ 減を行わないこと。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成19年 第10号	平成19年7月 2日	後期高齢者医療制度に関する請願	愛知県民主医療機 関連合会	うめはら紀美子 わしの恵子 さ とう典生 江上博之 山口きよあ き くれまつ順子 かとう典子 田 口かずと(以上共産)

2006年6月の国会で医療制度改 関連法が成立し、75歳以上の後期高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が2008年4月から実施される。この制度は、都道府県ごとに全市町村が加入する広域連合が運営し、原則、対象者全員から医療保険料を 収し、また、診療報酬体 も74歳までの高齢者とは別立てとするなど、独立した医療制度となる。愛知県でも広域連合が設立され、2008年4月からの実施に向けて保険料等の関連条例が制定されようとしている。

しかし、この制度には、広域連合間で保険料に格差が生じること、まったく所得がなくても保険料が 課され、現在 されている後期高齢者からも保険料が 収されること、年間18万円以上の年金があれば年金から保険料が天引きされること、保険料を長期にわたって滞納した場合、資格 明書が発行されること、診療報酬に病気ごとの 払い制が導入されようとしており、必要な医療を受けられなくなるおそれがあることというような間額点があり、75歳以上の県民の命と健康が心配される。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 後期高齢者の保険料の負担軽減のために、国の財政負担割合を引き上げるよう要請すること。
- 2 国民年金受給者等の低所得者に対しては、保険料及び窓口一部負担金の減免を行うなど、十分な配慮をすること。
- 3 医療を受ける権利を 害する資格 明書の発行を行わないこと。
- 4 広域連合の運営は、後期高齢者の意見を十分反 させ、 明性の確保に努めるとともに、情報の公開を行うこと。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成19年 第11号	平成19年7月 2日	国民健康保険・介護保険・福祉医療制度の改善を求める請願	愛知県社会保障推 進協議会	うめはら紀美子 わしの恵子 さ とう典生 江上博之 山口きよあ き くれまつ順子 かとう典子 田 口かずと(以上共産)

長引く不況の下で、小 内 が進めた構造改 路線により、医療、介護、福祉、年金等の社会保障が改悪され、格差が拡大し、高齢者は、公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止等により年金が増えないのに税負担が増えただけでなく、国民健康保険料や介護保険料の引上げ等が重なり、 な声が出されている。

その上、改定された介護保険制度によって食費や 住費が自 負担になり、負担が重いため施設から退所する者が相次いでいる。また、2007年4月から給付改善されたとはいえ、要介護状態が軽度の利用者からは、介護ベッドが介護保険で利用できなくなり、「足りないところは自費でと言われてもそんな金はない」という切実な声が寄せられている。

こうした時だからこそ、市に住民福祉施策を増進させる役割が求められているが、市は、これまで日本一といわれた福祉施策を外部評価によって次々と廃止・ 減してきた。

経済格差が健康の格差を生み、貧しいほどうつ状態が高いとの研 結果があり、高齢者の在宅介護を担う65歳以上の介護者の約3割が にたいと感じているとの厚生労働省の調査結果があるなど、高齢者を取り巻く状況は深刻になっている。 もが費用負担の心配なく安心して医療や介護を受けられるよう、国民健康保険・介護保険・福祉医療制度の改善を求める。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 国民健康保険料の引上げや減免制度の改悪をしないこと。また、国民健康保険被保険者資格 明書の発行をしないこと。
- 2 介護保険の軽度の要介護認定者に対する車いすや介護ベッド等の貸与を独自の制度で継続できるようにすること。また、食費や 住費の自 負担に対する独自の助成制度を設けること。
- 3 障害者医療費無料制度の所得制限を廃止するとともに、 神障害者保健福祉手 2 ・3 所持者を障害者医療費助成制度の対象に加えること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成19年 第12号	平成19年7月 2日	福祉医療制度の改善を求める請願	愛知県社会保障推進協議会	うめはら紀美子 わしの恵子 さとう典生 江上博之 山口きよあき くれまつ順子 かとう典子 田口かずと(以上共産)

長引く不況の下で、小 内 が進めた構造改 路線により、医療、福祉等の社会保障が改悪され、格差が拡大した。

こうした時だからこそ、市に住民福祉施策を増進させる役割が求められているが、市は、これまで日本一といわれた福祉施策を外部評価によって次々と廃止・ 減してきた。

もが費用負担の心配なく安心して医療を受けられるよう、福祉医療制度の改善を求める。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 乳幼児医療費助成制度の対象を小学校卒業までに拡大し、所得制限を廃止すること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成19年 第13号	平成19年7月 2日	ムコ多糖症の治療に必要な国内未承認薬の承認迅速化等を求める意見書提出に関する請願	築港心乃叫びの会	山口きよあき(共産)加藤一登(民主)江口文雄(公明)坂野公壽(名自)荒川直之(ネット)

コ多 症は、体内の代謝物質である コ多 を分解する 素が欠損しているため、 コ多 の体内 積により多様な障害が引き起こされるもので、患者数が全国で数 人と極めて少ない進行性の難病である。

この難病に対し、最近になって症状の改善や悪化防止を図る治療法として、 素補充療法が開発された。しかし、この治療に必要な不可欠な医 である 素 は、 諸国ではすでに数種 が承認・ 用されているが、国内ではそのほとんどが未承認の医 であり、患者が必要な治療を受けられない状況がある。

また、進行性の難病の対策として治療を急ぐ必要があるのに、医 の承認まで長期間を要することや患者の 対数が少ないため、 メーカーからの承認申請もないまま、必要な 素 を 大な費用で個人輸入することに頼らざるを得ないことなどの問題が生じている。

このため、 コ多 症の患者は、治療 が存在するにもかかわらず、生命及び健康の維持に必要な治療が十分に受けられず、症状の進行を食い止められない深刻な事態にある。

ついては、このような現状を改善するため、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国会及び政府に提出されるようお願いする。

- 1 安全性の確保に十分留意しつつ、国内未承認 に関する審査の迅速化や申請から承認までの期間の短縮化を図ること。
- 2 国内未承認 に関する承認申請者がいない場合における当該 の供給施策を早急に講じること。
- 3 超希少難病に関する国内未承認 問題の抜本的解決を図るため、新たな制度を 設すること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成19年 第14号	平成19年7月 2日	ムコ多糖症に関する意見書提出を求める請願	築港心乃叫びの会	山口きよあき(共産)加藤一登(民主)江口文雄(公明)坂野公壽(名自)荒川直之(ネット)

コ多 症は、体内の代謝物質である コ多 を分解する 素が欠損しているため、 コ多 の体内 積により多様な障害が引き起こされるもので、患者数が全国で数 人と極めて少ない進行性の難病である。

については、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国会及び政府に提出されるようお願いする。

1 新生児スクリーニング等の患者の早期診断 術の開発を推進すること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成19年 第15号	平成19年7月 2日	妊婦健診費用の補助を求める請願	新日本婦人の会愛 知県本部	うめはら紀美子 わしの恵子 さ とう典生 江上博之 山口きよあ き くれまつ順子 かとう典子 田 口かずと(以上共産)

未来に生きる子どもたちは、親にとってもかけがえのない存在である。子どもは国の である。少子化の景の一つには、子育てにお金がかかることがある。日本の子どもにかかる医療費負担は先進諸国の中でも重く、長引く不況と不安定な雇用の下で収入の低い若い世代にとって、医療費は大きな負担である。

夫婦の予定子ども数が理 子ども数を下回る理由として、子育てや教育にお金がかかりすぎることが 的多数になっている。収入の低い若い世帯にとって、妊婦の定期健診や出産の経済的負担は大変大きくなっている。子どもが生まれてからの医療費無料に併せて、赤ちゃんがお にいる時から母子の健診に補助を行うことが熱望されている。

については、市として補助し、安心して妊娠・出産することができるよう、次の事項の実現をお願いする。

1 妊婦健診費用の補助を拡大し、14回まで無料にすること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成19年 第16号	平成19年7月 2日	アレルギー疾患、特にアトピー性皮膚炎を学校病に指定することを求める意見書提出に関する請願	新日本婦人の会愛 知県本部	うめはら紀美子 わしの恵子 さ とう典生 江上博之 山口きよあ き くれまつ順子 かとう典子 田 口かずと(以上共産)

子どもたちのア ル ー 患は増加の一途をたどり、中でもアト ー 性は、検査や治療にも高額のお金がかかり、親の負担も深刻である。

については、国が一刻も早く実効性のある対策をとるよう、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国に提出されるようお願いする。

1 ア ル ー 患、特にアト ー 性を学校病に指定すること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成19年 第17号	平成19年7月 2日	子どもの医療費無料制度の対象年齢を中学校卒業までに拡大し、所得制限を廃止することを求める請願	新日本婦人の会愛 知県本部	うめはら紀美子 わしの恵子 さ とう典生 江上博之 山口きよあ き くれまつ順子 かとう典子 田 口かずと(以上共産)

子どもが関わる な事件が相次いでおり、親なら でも心を めている。少子化に一段と 車がかかり、社会的にも大きな問題となっている。

夫婦の予定子ども数が理 子ども数を下回る理由として、子育てや教育にお金がかかりすぎることが 的多数になっている。日本の子どもにかかる医療費負担は先進諸国の中でも重く、長引く不況と不安定な雇用の下で収入の低い若い世代にとって、医療費は大きな負担である。子どもの医療費の助成は、子育て支援の重要な施策の一つとなっている。

全国的に見て、中学校卒業までの医療費を無料とする自治体がある中で、愛知県内でも、多くの自治体が県の基準を上回る医療費助成を行っている。住んでいる所で格差があることは、 法第14条及び第25条に違反する。

については、若い夫婦が安心して子育てすることができるよう、次の事項の実現をお願いする。

1 子どもの医療費無料制度の対象年齢を中学校卒業までに拡大すること。

2 子どもの医療費無料制度の所得制限を廃止すること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成19年第18号	平成19年7月2日	30人以下学級の実現を求める請願	新日本婦人の会愛知県本部	うめはら紀美子 わしの恵子 さとう典生 江上博之 山口きよあき くれまつ順子 かとう典子 田口かずと(以上共産)
<p>国連子どもの権利委員会から厳しい 告を受けている。日本の激しい 争の教育制度が、子どもたちの人間らしい成長の大きな障害となっているので、抜本的に改善することを求める。クラス編成は30人以下学 にして、どの子もわかる 業のできる学校になることを望む。</p> <p>子どもが関わる な事件が相次いでおり、親なら でも心を めている。少子化に一段と 車がかかり、社会的にも大きな問題となっている。</p> <p>本来子どもにとって楽しく、安心して過ごせるはずの学校で、ついていけない 業、いじめ、不登校など深刻な状況になっている。</p> <p>子どもたちはかけがえのない であり、今こそ、子どもたちに最善の環境を保障し、心が通い、命を大切に する学校をつくりたい。そのためには、学 と生活にゆとりを生み出す少人数学 をすべての学年で実現することが大切である。</p> <p>文部科学省の調査でも、少人数学 では「学力が向上した」、「不登校やいじめなどの問題行動が減少した」などの効果が上がっていると発表され、小中学校の1学 40人という学 編成基準の見直しが検討されていると聞いている。</p> <p>ついては、次の事項の実現をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学 編成基準を緩和し、名古屋市立の小・中・高校に30人以下学 を計画的に拡大実施すること。 2 各学 には、常勤の教員を配置すること。 				

◆陳情

情番号	受理年月日	情名	情者
平成19年第4号	平成19年5月15日	安心安全で快適なまちづくりを求める陳情	南区住民
<p>平成3年9月19日の台 18号や平成6年9月17日の秋 による床上・床下 水に続き、平成12年9月11日の東海 では大同排水路の側道と住宅地も300ミリから600ミリ程度 水し、千 学区及び白水学区で1786 が床上・床下 水した。昭和49年 の下水道整備後も 水しているが、 見通、丹後通より北側の地域では 水の処理が十分でなく、また、大同排水路、大江川等の断面が縮小されたために床上・床下 水するのだと考える。</p> <p>大同排水路については、平成12年11月に白水コミュニティセンターで約50人が出席して断面拡大を要望したが、平成14年3月に同所で断面縮小を前提とした整備についての説明が9人の出席者に対してあった。請願の や地元の強い要望があったた こ断面を縮小したということだが、仮にそうだとでも 術者はその後のことを考えるべきである。以前にも大同排水路の断面拡大等を提案し、1時間60ミリの降 に対応する 水の処理を求める 情書を提出したが、おおむね趣旨実現のため審査打切とされた。しかし、市が工事中の管 は、合計約4万6000立方メートルで、約15分しか対応できないと思われる。これではどれだけ費用をかけても1時間60ミリの降 には対応できないため、より有効な方法を考える必要がある。</p> <p>対策としては、次のようなことが考えられる。</p> <p>第1に、丹後通の大同排水路に集水 を2か所つくり、白水町 水幹線と 田 水調整 への直径3000ミリの排水管を 設して、大同排水路の既設 ックスを有効利用する。第2に、大同排水路の下に4万6000立方メートルの 水を処理できる 水をつくる。これは、延長約350メートルで、工事費は安価にでき、ポンプアップも立抗もなしでできる。第3に、国道23号の側道に排水管を 設して、大同排水路を生かして千 公園に3万立方メートルの 水を設け、天白川にポンプアップする。</p> <p>今世紀末の日本では、 が増し、長期の梅 や強い台 に注意が必要とのことであり、路面排水でなく、住宅地に流れ込まないようにしてほしい。</p>			

<p>については、人災を生むことなく、安心して暮らせるよう次の事項の実現をお願いする。</p> <p>1 大同排水路の有効利用、大江川への断面積26平方メートルの暗渠の設置、中井排水路の断面縮小の代替措置、水ポンプ所・千公園におけるポンプアップにより、大江川の北側の958、南側の2258、東側の2409の計5625で床上・床下を水しないように、1時間60ミリの降雨に対応する水の処理をすること。</p>			
情番号	受理年月日	情名	情者
平成19年 第5号	平成19年6月 15日	名古屋市が管理する河川敷公園内のグラウンドにおいて、電池式ラジコン飛行機を滑空させることを目的とした有料使用を許可することを求める陳情	電動パークプレインクラブ
<p>従来のラジコン飛行機は、動力にエンジンを used したものが主流であったため、騒音や排気ガスの発生等により一般的に迷惑なものであり、加えて一定のスピードが出ることから危険な遊びであると認識されてきた。したがって、特に公園等の公共スペースで滑空させることに理解が得られない状況が長く続いてきた。</p> <p>しかし、電池式ラジコン飛行機は、動力に電動モーターを used し、モーター音は騒音というほどのものではなく、排気ガスは一切発生しない。また、機体も発泡スチロールやEVAと呼ばれる柔らかい素材で作成されており、現在河川敷公園内で楽しまれているフットボールやラグビー等と比べても、格段に危険なものではない。併せて、他のスポーツと同様、愛好家は全員がラジコン保険に加入している。</p> <p>以上のことから、河川敷公園内のグラウンドの電池式ラジコン飛行機遊場としての使用許可は、国土交通省の河川敷地帯使用許可準則に反するものではないと解するのが妥当である。</p> <p>については、次の事項の実現をお願いする。</p> <p>1 名古屋市が管理する河川敷公園内のグラウンドにおいて、電池式ラジコン飛行機を滑空させることを目的とした有料使用を許可すること。</p>			
情番号	受理年月日	情名	情者
平成19年 第6号	平成19年7月 2日	民間児童養護施設に交付されている民間社会福祉施設運営費補給金について、理由が不明で要綱上理解できない多額の積立金の返還を求める陳情	緑区住民
<p>民間児童養護施設については、国からの措置費での運営が困難であるため、昭和57年4月1日から民間社会福祉施設運営費補給金として、人件費改善費と管理費改善費が市から交付されてきた。措置費については費用運営の観点から積立金の計上が認められているが、市の民間社会福祉施設運営費補給金交付要綱には、積立金の計上について明記されていない。平成17年度末で、民間児童養護施設11施設で4億3000万円以上の積立金・前期末支払資金残高がある。</p> <p>人件費改善費については、年度当初の職員等を対象に適切に交付されているのに、多額の金額が積立金として計上されている。償還方式として、過剰の分は返すべきである。管理費改善費についても、多額の積立金が計上されているが、単年度で交付額より何倍も多い額の積立金は考えられない。積立金となる経路と今後の用途計画が不明であるので、返すべきである。</p> <p>前期末支払資金残高は繰り越されている金額が大きすぎるので、今後の用途内容等を調査し、不要分は返すべきである。</p> <p>児童養護施設以外の乳児院や保育所等で民間社会福祉施設運営費補給金を交付されている施設の調査も検討してほしい。</p> <p>については、次の事項の実現をお願いする。</p> <p>1 民間児童養護施設の民間社会福祉施設運営費補給金の積立金について、正当な理由での財源なのか、用途計画等の過剰の経過を調査し、積立金を返させること。また、それまでの間、積立金の取り出し措置を停止させ、新年度の交付を停止すること。</p>			

意見書・決議

日本共産党をはじめ各会派から提案された10件の意見書案について、議会運営委員会理事会で協議が行われ、6件は適切な修正や調整を行って5案件にまとめ、共同提案に合意し、成立しました。

日本共産党の提案した2案件は他会派が反対し本会議に上程することはできませんでした。

意見書案に対する各会派の態度 (議会運営委員会に提出された意見書・決議案)

意見書案	原案提出	各会派の態度				
		共産	民主	自民	公明	名自
第二期地方分権改 の推進に関する 見書 (案)	民主	●	○	○	修正	○
医療従事者の充実に関する意見書 (案)	民主	案と一本化 (共が修正)				
都市農業に関する意見書 (案)	自民	○	○	○	修正	○
医師等の充実に関する意見書 (案)	公明	案と一本化				
異常気象による災害への対策及び地球温暖化対策の充実に関する意見書 (案)	公明	修正	○	○	○	○
銃器対策の充実強化に関する意見書 (案)	公明	○	○	○	○	○
子どもの医療費無料化に関する意見書 (案)	名自	○	○	○	○	○
障害者自立支援法の見直しに関する意見書 (案)	名自	修正	○	●	●	○
最低賃金に関する意見書 (案)	共産	○	●	●	●	●
政府の責任で年金記 の調査を求める意見書 (案)	共産	○	●	●	●	●

チェック字は可決された意見書。意見書名を修正した場合は修正後の件名を掲 。
 議運に提案された段階での態度です。 ○=賛成 ●=反対 △=保留

●が1つでもあれば議案として本会議に上程されません。

会派名 共産：日本共産党 民主：民主党 自民：自民党 公明：公明党 名自：名古屋市会自民党

《採択された意見書》

医師等の充実に関する意見書

少子高齢化の進展などに伴い、医療を取り巻く社会環境は大きく変化しており、安心して利用できる医療サー ー スを実現するためには、医師、看護師等の充実が 緊の課題となっている。

こうした中、本市においては、 日や夜間における小児科の救急受診が増加しているが、小児救急医療体制は十分なものとは言えず、その拡充が急務となっている。

また、一安全で行き届いた医療を実現するためには、医師のみならず、看護師、助産師の役割が重要であり、その充実を図るとともに、医療の高度化、多様化等に対応できる資質の向上が求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 小児救急医療体制の拡充を促進するための財政措置等の支援、小児医療に係る診療報酬の引き上げなど、小児科医の充実について抜本的対策を講ずること。
- 2 医師、看護師、助産師の労働条件の改善を図るための総合的な施策を推進すること。

- 3 医療従事者の資質向上のための研修の機会を拡充すること。
- 4 産科、小児科を初め、医師の計画的な増員を図ること。

都市農業に関する意見書

都市の地は、産物の生産のみにとどまらず、自然環境の維持や防災・治水などの多面的な機能を持っている。また、食の安全性に対する意識、が国の低い食料自給率に対する機感や食育への関心が高まる中、都市業はますます重要になっている。

しかしながら、業従事者の後継者不足や高齢化、低い収益性や税負担による業経営のなどから、都市における地、家は減少している。こうした中、作放地の利用促進や持続可能な都市業を実現する環境整備などが強く求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、相続税初め業を取り巻く税制全般の見直しを図るとともに、さらなる振興が図られるよう都市業に点を合わせた新しい振興施策を構築するよう強く要望する。

異常気象による災害への対策及び地球温暖化対策の充実に関する意見書

近年、が国においてはな台の来や局地的な集中の発生など、自然災害により大な被害が発生している。

こうした異常気象による災害と地化の関係はこれまでも指摘されており、地化対策における各種の施策が実施されてきたところである。しかしながら、効果ガスの総排出は今なお増加傾向にあり、異常気象による災害への対策や地化対策をより一層進める必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項について早期に実施するよう強く要望する。

- 1 集中等による災害に強いまちづくりを推進するため、国直川の改修事業をより一層推進するとともに、基幹川・都市基川の改修事業及び下水道の水対策事業を確実に推進するための所要の財政措置を講ずること。
- 2 学校施設や事業所等の屋上・面緑化に対する支援策を拡充するほか、バイオマスや太陽などの自然エネルギーの積極的利用を進めるための法改正等に取り組むこと。
- 3 京都議定書の目標達成のための手段を講ずること。

銃器対策の充実強化に関する意見書

本年4月の長市長事件に続き、5月には愛知県長久手町で立てこもり事件が発生し、相次ぐ器を用いたの発生に国民の間に不安感が高まっており、国においては新たな器対策に取り組んでいるところである。

警庁によると、昨年中に発生した発事件の約7割が力団等によるとみられており、長市及び長久手町での発事件についても力団みであることから、器を用いたをするためには、発事件の大部分をめる力団等を中心に器対策を一層強化する必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、器の輸入防止対策の一層の強化等を図るとともに、器所持等の不法行が明した組員の所属する力団等の幹部に対する則を検討するなど、力団等を中心に徹底した器対策を早急に講ずるよう強く要望する。

子どもの医療費無料化に関する意見書

が国では急速に少子高齢化が進んでおり、このまま少子化の流れが続けば社会・経済に深刻な影響が出てくるものと思われる。

少子化の 景には様々な要因が挙げられるが、子育てにかかる経済的な負担の重さが大きな要因の一つと言われており、国においてはその軽減のために児童手当制度を拡充するなど、一定の対策に取り組んでいるところである。

一方、本市では子どもの医療費について、通院費は小学校就学前まで、入院費は小学校3年生までの助成を実施しており、他の地方公共団体でも独自に助成制度を設けているところが多いものの、国庫補助はなく、対象年齢など制度の内容が各地方公共団体で異なっているのが現状である。

しかし、少子化問題は が国にとって最重要課題の一つであることから、子どもの医療費無料化についても国を挙げて取り組んでいくことが必要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、子どもの医療費無料化を実現するための財政措置を講ずるよう強く要望する。

日本共産党が提案し、採択されなかった意見書(案)

最低賃金に関する意見書(案)

働いても生活保護水準の収入さえ得られないワーキングプア（働く貧困層）が社会問題となる中、主要国で最低水準となっている最低賃金の引き上げを求める声が強まっている。

（国際労働機関）の調査によると、全国一律最低賃金制を法律で定めている国は、調査対象国101カ国中、59カ国と約60%に上り、先進諸国ではほとんど全国一律最低賃金制となっている。また、一ロッパ諸国では、最低賃金が大幅に引き上げられ、平均賃金の46～50%に引き上げられ、将来的には60%にまで引き上げる運びと言われている。

これに対し が国では、全国一律最低賃金制度が未確立であり、産業別・地域別最低賃金制度が続けられている。しかし、2006年度の地域別最低賃金は、愛知では694円となっており、フルタイム で働いても月収11万円台であり、日本の最低賃金は労働者の平均賃金のわずか32%にとどまっているのが実態である。したがって、国内の労働組合でも労働者の平均賃金の約50%に当たる「時給1000円以上」の要求が掲げられている。日本でも世界の水準におくれをとることなく、暮らしが成り立つ賃金が十分保障されなければならない。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、最低賃金を引き上げるよう強く要望する。

政府の責任で年金記録の調査を求める意見書(案)

10年前に行われた「基 年金番号」制度の導入時に番号の統合ができなかった年金記 が5000万件を超えるとして、大きな社会問題になっている。年金の記 が に き、もらえるはずの年金が減額されたり、もらえなかったりする事例が相次いで発 し、国民の年金制度に対する 頼が大きく らいでいる。

政府は「氏名、性別、生年月日」の3条件が一 したものだけに連 するとしているが、実効性が低

いと言わざるを得ない。また、政府は年金記 の 正について本人が 明することを求めているが、年金制度を 頼して納付をした国民が何十年も前に納付した記 をきちんと保存しているはずもなく、被害者に責任を しつけるものである。政府の責任で、国民の不安を解消することこそが今求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、政府の責任によって に いた年金記 を調査し、その解決を図るために次の事項について特段の配慮をするよう強く要望する。

- 1 氏名、性別、生年月日の三つの条件が部分的に一 する加入者についても調査し、同一人物の可能性のある加入者に対して記 の内容を提供すること。
- 2 記 が消 している被害者について、文書記 がなくても責任を持って調査し、状況 拠に基づいて解決すること。
- 3 社会保険庁の解体を中止すること。

名古屋港管理組合議会 6月定例会 一般質問 (6月6日)

名古屋港へのアメリカ軍艦の入港／静脈産業／飛島・弥富・鍋田の各ふ頭地区で働く労働者の福利厚生
山口きよあき議員



名古屋港へのアメリカ軍艦の入港について

「友好と親善」というが、実際は何をしたのか

【山口議員】5月19日、アメリカ海軍のミサイル駆逐艦 ポール・ミルトン (8,400トン) が名古屋港に入港し、ふ頭7号に着きました。接したふ頭7号の東隣には、大型の自動車運搬船が着しており、西隣では多くの人が見物をしていました。そんなところへのこの艦の入港はまったく異様な光景でした。名古屋港は軍港ではありません。

この艦の入港はきっぱりと拒否すべきです。

この艦は、アメリカ海軍の原子力空母ロナルド・レーガンの伴として中東地域にも出陣し、トマホークミサイルを実際に発射してきました。名古屋港にはどんな目的で入港したのでしょうか。

管理組合の発表では、入港の目的は「友好と親善」とあります。ところが人っ子一人いない

に、多くの市民に知らせることもなく、この艦が入港してきてどこが「友好と親善」なのでしょう。か。

この艦がわざわざ名古屋港にやってきて、実際に行った「友好と親善」のための活動とは何か、お答えください。

福祉施設の慰問やスポーツ交流、艦上レセプションだ (部長)

【港営部長】「友好と親善」としては、「児童福祉施設と老人福祉施設の慰問」、「スポーツ交流」、「艦上レセプション」があった。

各地のふ頭・岸壁の実地調査が目的ではないのか

【山口議員】この艦は排水量 8,400 トンです。2006年1月に入港した第7艦隊のブルーリッジは排水量 19,200 トンでしたが、今回の艦 (水深△12m) よりも水深の浅い△10mの金ふ頭に接しました。そのときは水深を浅くするために積んでいた水などを減らしたそうです。ところが今回、排水量がブルーリッジの半分以下のポール・ミルトンは、なぜ水深△12mのふ頭に接したのでしょうか。

アーレイバーク級ミサイル駆逐艦ポール・ハミルトン (USS Paul Hamilton, DDG-60)

排水量	8,315トン
寸法	153.9x20.1x4.2m(長さ、幅、吃水)
機関	ガスタービン4機、2軸
馬力	100,000 shp
速力	30ノット以上
兵装	Mk-41VLS 90セル スタンダードミサイル トマホーク VLアスロック 5インチ単装砲 1門 25mm機関砲 2門 12.7mm機銃 4門 ファランクスCIWS 2基 Mk-46短魚雷3連装発射管 2基
兵員	士官、兵員 337名
航空機	SH-60シーホーク1機着艦可能



抗議集会に参加した山口きよあき議員 (左)

要としたのでしょうか。好と親善が目的ならばフル 備の必要もなく、水を浅くすることも可能なはずだと思います。

入港の目的は「好と親善」ではなく、有事にそなえ、多くのふ頭・ を実地に調査することだったのではありませんか、お答えください。

**施設への慰問やスポーツ交流等の「友好と親善」だ
(部長)**

【港営部長】 目的は、施設への 問やスポーツ交流等の「好と親善」の活動であり、これらを通じて地域の方々との親善交流が深められたと聞く。

入港を直前まで公表しなかった理由はなにか

【山口議員】 また「好と親善」といいながら、 の入港は、直前まで事実上 にされています。「入港24時間前しか公表しないように」と名古屋 国 事館から要請されているそうです。 も一般 同様に入港希望があれば受け入れると管理組合は言いますが、市民や議会にも内 にしての入港のどこが一般 と同じ いのですか。特別 いじゃありませんか。

四日市港管理組合では2004年に「 入港対応マニュアル」を作成しました。そこでは、 から入港の ね3週間前に申し入れがあった時点つまり港 施設の 用を許可する前に、まず管理組合議会議員などに報告するとあります。そして入港1週間前には県民・市民に広報する、とされています。

しかも今回は、24時間前までダメと言いながら、アメリカ海 の第7 司令部自身が名古屋港入港についてもっと早く発表しているではありませんか。

港の管理権限をもつ独立した自治体として、法的 拠もないアメリカ側の要請を理由にアメリカ の の入港情報だけを極 いしている現状は、即刻 改めるべきです。少なくとも四日市港 ベ ルの情報公開は行って当然

だと思いますが、いかがですか。

米国領事館から「入港24時間前まで非公開」の要請があったから (部長)

【港営部長】 名古屋 国 事館より「入港24時間前まで一般に対して非公開とする」旨の要請があったためです。

「核兵器は搭載していない」ことを文書で照会すべきだ

【山口議員】 四日市港のマニュアルでは、港施設 用の可否を管理者が 断する前に、入港を希望するアメリカの が、 器 の可能性を有する場合には、 器の の有無について外務省へ文書照会すると定めています。名古屋港としても、最低限の仕事として「 器は していない」ことを文書で確認するルールをつくるべきではないでしょうか、お答えください。

非核三原則が国是。改めて照会しない (部長)

【港営部長】 が国は、非 三原則を国 としており、国から外国 の寄港の通知があった場合には、既に の疑惑、安全性は確保されたものと理解しているので、あらためて照会することは考えていない。

**軍艦入港に関して、入港する市町村への情報提供を
(再質問)**

【山口議員】 の入港について、四日市港のマニュアルも紹介しながら、いくつか質問しましたが、残念ながら答弁は、これまでどおりの何の主体性も感じられないものでした。

「地域の方々との親善交流が深められた」と本気で思っているのですか。私の調査では、スポーツ交流は、守山の自衛 とサッカーをしたという話です。いったいどこが地元との交流なのか。

ちなみに四日市港 質問する山口きよあき議員



ではこのマニュアルを策定した2004年4月以降、アメリカ の の入港は皆無です。

情報公開という点で、再度うかがいます。今回、ポール・ミルトンは ふ頭に接 、入港しましたが、このことは 市の市長や議会関係者には、きちんと連 をしていたのでしょうか。

今回の 入港に関して、 市には何も情報提供をしなかったのか、入港する市町村への情報提供についてどう考えているのか、お答えください。

入港する市町村への情報提供は、検討したい(部長)

【港営部長】 入港に関する 市への情報提供は、今回は行っておりません。

今後、入港する市町村への情報提供は、検討したい。

「核兵器の搭載は無い」との証明を文書で提出させる制度をつくれ

【山口議員】 市では1999年(平成11年)に、当時は町ですが、議会の議決をもって「平和都市」を宣言しています。そこでは「 器は人と 対共存しえない」とのべています。こういう宣言をしている自治体に、 器の の有無をあきらかにしないまま を入港させていいとは思えません。

ちなみに 島村も1996年(平成8年)に「平和推進の村」を宣言し、やはり 器の廃 を強く訴えています。

名古屋市も古くなりますが、1963年(昭和38年)に平和都市宣言を議会で宣言し、1982年(昭和57年)には「 器の全面撤廃に関する意見書」を議会で し「非 三原則の完全実施」を国に「誠実に実行」するよう要請しています。1989年(平成元年)には「水 機水 事 の徹底 明を求める意見書」を議会で し、「名古屋市会は、政府に対し、 持ち込みについての国民の不安と不 を解消するため、非 3原則を順守するよう」やはり国に要望しています。国によって非 三原則は守られている、安全性

は確保されている、と理解しているのは名港管理組合だけではありませんか。

関係市町村のこのような 器への姿勢を踏まえれば、名古屋港でも港 の 事利用、とりわけ 器の持ち込みは許さない、とはっきり宣言すべきです。

少なくとも「 器の は無い」との 明を文書で提出させる制度をつくることを再度、強く求めます。

国がチェック機能を果たしている(部長)

【港営部長】 器の の有無は、国がそのチェック機能を果たしており、それを経て国から通知があった場合には、既に安全性は確保されているものと理解している。

名古屋港から世界に向けて平和のメッセージを発信すべき(再々質問)

【山口議員】 市には何も知らせていなかった。それでよくも地域の方々との親善と交流が深められたと答弁できますね。いいかげんにしていただきたい。

器 の入港を 否し、港の 事利用を許さない姿勢を示すことが、アジアとの易拠点として名古屋港を発展させるうえでも、私は有効なアールになると思います。

法60年、開港100周年の今年だからこそ、名古屋港から世界に向けて、平和のメッセージを発すべきです。

たとえば8月6日、9日、 ロシマ・ナガサキの原 下の日に、入港中の でいっせいに をならずようよびかけるとか、各国の港 関係者を いての平和と 易の発展についてのシンポジウムを開くとか、いまからでもおそくありません。ぜひ具体的な非 ・平和のメッセージを発 すべきだと思いますがいかがでしょうか。最後にこの点での答弁を求めて質問を終わります。

世界にきらめき、人びとから愛される港」を目指したい(部長)

【港営部長】組合は、「交易を通じて世界の平和を 港 を通じて世界の交易を 」を ットーとする世界的な港 管理者の団体である国際港 協会に加 して、積極的な活動を行っている。引き続き、名古屋港の新たな長期構 の将来目標である「世界にきらめき、人びとから愛される港」を目指していきたい。

静脈産業について

弥富ふ頭の火災の原因究明及び管理組合の保安体制について

【山口議員】先日（5月16日） ふ頭地区内の名古屋港管理組合の貸付地で、大きな 災が発生しました。この 災に大きな不安を えたのは私だけではないと思います。 では、鉄の相場があがり、金属 の 難事件が相次いで報道されています。名古屋港でも鉄くずなどのいわゆる「金属くず」の輸出は2002年から2006年の4年間に、年間約12万 から56万 に、約46倍と急増しています。

2004年11月からは「臨港地区内の分区における構築物の見直し(規制緩和)」がされ新たに「リサイクル社会の 成を図るための施設」が保安港区と特殊物資港区にも設けることが可能になりました。今回の 災もこの規制緩和の対象となった特殊物資港区で発生しました。

リサイクル社会の 成のためとして、名古屋港でも 産業の育成が進められていますが、リサイクルといっても、たとえば 原産業のフェロシルト問題や発 事 をおこした ミ固 化 料 (R)のように、十分なチェック体制を確立していないと、新たな環境問題の発生や市民生活への 険を及ぼすおそれも少なくありません。廃 物行政との十分な連携も必要です。港の景観上も、このままでいいのかと思う 景が広がっています。そこで何点かうかがいます。

第一に、今回の ふ頭での 災の原因 明はどうなっているか、臨港地区内の 災事 と

して、管理組合の保安態勢は十分だったのか、お答えください。

海部南部消防組合が調査中。危機管理室を設置し、24時間体制がある（部長）

【港営部長】 災の原因は、現在、海部南部消防組合が調査中と聞いている。

また、管理組合としては、 機管理 を設置し、24時間事 や災害に対して、迅速かつ的確に対応できる体制をとっている。

臨港地区内における静脈産業の立地状況（もの、場所、状態、企業）はどうか

【山口議員】第二に、臨港地域での金属くずや廃プラスチックなどのいわゆる「 産業」の立地状況はどうなっているのか、どんなものが、どの場所に、どんな状態で保管されているのか、 う企業は何社なのか等、管理組合はどう現状を把握しているのかお答えください。

37社が、民有地に18箇所、組合管理地に28箇所（部長）

【港営部長】 産業の立地状 は、37社の企業が民有地に18 所、本組合の管理地に28 所、合わせて46 所に立地し、金属くず、廃プラスチック、廃材等を野積み は屋内で取り っている。

管理組合の管理と保安の体制は十分か

【山口議員】第三に、このようなリサイクル関連施設と企業に対する、管理と保安の体制はどうなっているのか、うかがいます。

安全確保が不十分なまま立地が広がっているのは心配です。規制が緩和されたなかでも、とりわけ保安港区は、そもそも「 発物その他の 険物を取り わせることを目的とする区域」とされているところです。そこへ自然発 の可能性の高いものが野積みにされているとしたら、即刻あらためるべきではないでしょうか。

担当職員が巡視し、適正な管理を指導（部長）

【港営部長】本組合の管理地は、担当職員が巡

視し、受者等に適正な管理を指導している。現在、保安港区で野積みされている金属くず等はない。

安全はすべてに優先する、という姿勢で必要な手立てを(要望)

【山口議員】 産業の問題は、名古屋港の新たな課題として、引き続き取り上げていきたいと思えます。規制緩和が何をもたらすのか、この分野でも一度しっかり立ち止まって考えていただきたい。安全はすべてに優先する、という姿勢で、しっかり現状を把握し、必要な手立てをとるように要望しておきます。

飛島・弥富・鍋田の各ふ頭地区で働く労働者の福利厚生について

ふ頭内で働く人々の実態把握及び課題の認識について

【山口議員】名古屋港の発展に伴い、名古屋港の物流の中心は、いわゆる西4区の 島ふ頭をはじめ、中国との 易で超過 状態となっている 田ふ頭、そして今後も開発が進むことが予される ふ頭の3地区に移ってきました。名港西大橋(トリトン)か、名四国道経由で行くしかなく、大規模な地震などが起きれば周辺から孤立しかねない、ある意 では独立した地域です。

この地区の現状と課題について、今回はターミナル建設という 度ではなく、働く人々の福利厚生という 度から、いくつか、うかがいたいと思えます。

第一に、この三つのふ頭地区で働く人々の実態を、管理組合としてどう把握し、どんな課題があると認識しているのか、まずうかがいます。この地区で働いている人は何人いて、どんな雇用 態で働いているのか、自家用車で通っているのか、公共交通なのか。コンテナを運ぶト ーラーは一日あたり何台なのか、ターミナルに入るまでの待機時間(路上でアイドリングしている時間)はどれくらいで、運転手はトイ や 、

食事をどうしているのか、など、どのように把握しているのかお答えください。

必要に応じて調査し、実態を把握。西部地区に福利厚生施設が必要(部長)

【港営部長】実態については、施設の整備や必要性が生じた場合に調査を行い、その実態を把握しており、西部地区に福利厚生施設をより充実させていく必要があると認識している。

この地区で発生する労働災害や急病への対応は十分か

【山口議員】第二に、この地区で発生する労働災害や急病などへの対応は十分でしょうか。この地区での労災事 件数や救急車の出勤実 など現状とあわせてお答えください。

海南病院など、救急で20~30分でいける(部長)

【港営部長】 市及び 島村の広域救急対応病院は海南病院などがある。また、海部南部消防組合南出張所が木場金岡ふ頭にあり、119番通報から医療機関到着まで、通常約20分から30分程度と聞いている。

大規模な地震や風水害のときの避難誘導ルートの確保について

【山口議員】また、大規模な地震、 、台 や高 などの 水害のときの 難 導ルートの確保はどうなっているのかお答えください。

「防災計画」などの避難計画にもとづいて誘導する(部長)

【担当部長(防災・危機管理担当)】地震、 、台 や高 などの 水害に対し、本組合は「東海地震対策実施計画」、「東南海・南海地震対策実施計画」及び「防災計画」を定めておる。

難対策では、関係市村の「地震災害対策計画」及び「 水害等災害対策計画」の 難計画に定められた広域 難 場所及び 難所への 導計画に即し、同報無線や既存の放送施設を活用し、 難 導を行う。

福利厚生施設(休憩所・トイレ・医療施設等)の設置を

【山口議員】整備していただきたいものを2点要望しておきます。

ひとつは、この地区にこそ、医療機能を備えた福利厚生の拠点を設けるべきと考えますが、いかがでしょうか。

もうひとつはトローラーなど運送業で働く人々への配慮です。女性ドライバーも増えています。24時間、安心して利用できるトイレがほしい。せめて車を降りて食事を取る時間(食堂や施設)がほしい。などの声は切実です。この所では満たされない皆さんの要望に急いで応えてください。

名古屋港の物流を支えている労働者の事なく安心して働ける環境を整えることは、管理組合の基本的な仕事です。ロード面のターミナル整備ばかり優先させて、福利厚生面の整備が追いつかないのでは困ります。

安心・安全、そして何より平和のうちに働き続けられる港づくりのために、積極的な答弁を期待して私の質問とします。

飛島ふ頭98号岸壁背後への岸壁休憩所の整備など、順次すすめる (部長)

【港営部長】福利厚生施設の整備には、多大な費用が必要なことから、その規模、内容等について検討を行っている。

本年度は、飛島ふ頭98号岸壁背後に休憩所を整備する予定であり、さらに、臨港地区の規制緩和により、7月、木場金岡ふ頭に民間事業者による大型トローラーが14台駐車できるコンテナストアが開業する予定。

トイレは、飛島ふ頭に設置している。医療施設の設置は、各種関係団体に申したい。

働いている人の数や流入する車両数などをきちんと把握せよ (再質問)

【山口議員】飛島・木場・金岡の3地区の現状認識をたりましたが、あまりにも現状把握が大抵ではありませんか。労働や交通、医療や消

防と、たしかに行政の所管は多岐にわたりますが、名古屋港管理組合はひとつの自治体です。

と道路をつくるだけが仕事ではないですね。

コンテナターミナルをこの地区へ集約してきた結果が、いまどうなっているのか、どんな問題が起きているのか、労働や環境、防災面で、しっかりチェックしていただきたい。

コンテナができるかと答弁がありましたが、治安が不安で24時間は営業しないということですよ。24時間フルオープンといいながら、まったく不十分です。

少なくとも、働いている人の数や、流入する車両数などの基礎データは、管理組合の業務を進める上で必要不可欠な統計だと私は考えます。何か新しい施設をつくるために、ではなくいつでも、そしてもう少し正確に、リアルに実態を把握していただきたい。再度、答弁を求めます。

今までと同じようにすすめる (部長)

【港営部長】福利厚生施設を設置する場合や港計画を改定する際においては、今までと同様、実態を把握し、規模、内容等を決定していく。

具体的な数字を知らないとしたら問題だ (要望)

【山口議員】具体的な数字は出てきませんね。知らないとしたら問題ですよ。港計画は大きな改定は数年おきですが、改定作業は、随時行っていると思います。さきほど「福利厚生施設については検討を行っている」と答弁しましたね。ならば検討材料としてこの地区の労働人口、いわゆる昼間人口ぐらいは把握していて当然ではないですか。

名古屋港のなかでもっとも変化が激しい、飛島・木場・金岡の三地区の状況を、統計的にもしっかり把握しておくように強く要望します。

声明・申し入れ など

改選後、6月議会終了までに市議団が行った申し入れや見解、声明、談話などは次の通りです。

- 1 名古屋市市税条例の一部改正について(談話) (5月16日)
- 2 名古屋市議会運営等の改善についての申し入れ (5月17日)
- 3 及び自衛 の名古屋港入港についての緊急申し入れ (5月18日)
- 4 2006年度政務調査費の収支報告書の自主公開にあたって(記者クラブでの団長談話) (5月31日)
- 5 日本青年会議所作成のアニメ「り」を教材とした教育事業についての申し入れ (6月7日)
- 6 名古屋市が子どもの医療費無料制度の所得制限撤廃と入院小6まで拡大 引き続き中学校卒業までの無料化をめざします (団長談話) (7月5日)

名古屋市市税条例の一部改正について(談話)

2007年5月16日

日本共産党名古屋市議団
団長 わしの恵子

日本共産党名古屋市議団は、本日の市議会本会議で「名古屋市市税条例の一部を改正する等の条例の制定に関する専決処分」の議案について、次の理由で反対しました。

今回の専決処分は、国の法律改正(日本共産党は国会で反対)により、上場株式等を譲渡して得た所得の税率を20%から10%に軽減する措置をさらに1年延長するものですが、これは一部の裕層に対する優遇を存するものであり、本市では約5億円の市税の減収となり、市財政の機を一層深刻化することにもなります。

たとえ国の法律改正によるものとはいえ、また、市民には住民税の増税をしつけながらでは、このような内容の条例改正に同意できないことはいうまでもありません。

名古屋市議会運営等の改善についての申し入れ

名古屋市会議長 梅村邦子様
同議会運営委員長 うえぞのふさえ様

2007年5月17日

日本共産党名古屋市議団
団長 わしの恵子

簡素で効率的・民主的な議会運営を確立するために、次の諸事項について直ちに検討・協議し、実施されるよう申し入れます。

1、議会経費の見直し等について

政務調査費については、「名古屋市会政務調査費の交付に関する条例」等を改正し、支出内容のわかる収書なども議長に提出し、それを公開の対象に加え、途の明性を高める。政務調査費の額は、月額55万円から50万円に減額する。

「一日1万円の議員手当」=費用弁償は廃止する。

議員の任期中に一回を予算化している海外視費(1人120万円)は廃止する。

議員報酬は、10%減する。

議員の視 は、議案審議をはじめ議会活動の一環としての調査を行うものであることから、政務調査費を充てるようにする。したがって、市政調査 費（委員視 =年間1人30万円）は廃止する。

2、議員提出議案（条例案）の提出、取 いについて

議員提出の 及び自衛 の名古屋港入港についての緊急申し入れ条例案の取 いについては、地方自治法、及び「名古屋市会会議規則」で定められた「12分の1以上の者の賛成」という提出要件に基づいて行なう。

3、本会議の発言時間や公開等について

本会議での各会派の代表質問時間は、対等平等に改める。

議案外質問（個人質問）時間は、「議員平等の原則」にのっとり、平等にする。

市民が本会議を傍聴する際、審議内容や議員の発言テーマなどが分るように議案の一 、議員の質問通告内容などを傍聴者に配布する。

市民が傍聴しやすい土 日・ 日や夜間などの時間帯にも議会を開催することを検討する。

4、常任委員会等の委員会運営等について

委員会の傍聴席は7席にこだわらず、多数の傍聴が予測される場合は、傍聴席を増やすことや大きい部屋に変更する。

委員の氏名が傍聴者等にもわかるようにするために、委員席に委員の名 を置く。

委員会資料は、傍聴者が持ち帰ることができるようにする。

常任委員会等の行政視 の調査報告書及び予算・決算は委員会に報告し、調査報告書は、図書 でできるようにする。

5、議会運営委員会について

議会の運営にかかわることは、全会一 の原則を 守する。

議会運営委員会は、議会運営に関する事項について理事会に安易に委嘱しないで審議する。

理事会は、議会の庶務的事項についての協議決定と議会運営委員会の審議で決定が困難な事項について調整することを原則とする。

6、請願、 情書の取 について

請願・ 情書の付議一 には、請願・ 情者の住所、氏名、紹介議員（請願の場合）及び署名数を付して議会に報告する。

市民の請願権を重視し、議会の一定期日までに提出された請願・ 情書は、その議会開会中に委員会で審議し議了することを原則とし、すべての請願・ 情結果について本会議で 決するように改める。

正・副委員長会における事実上の「事前審査」を止め、委員会での発言・意見に基づき 決をおこなう。

請願・ 情審査にあたって、当局の発言は説明にとどめる。

常任委員会での請願・ 情審査にあたっては、その審査日時を請願者・ 情者に通知する。また、請願者、 情者から発言や資料の配布を希望する場合は、委員会として保障する。

請願・ 情の審査にあたって、必要な場合は現場視 を行うなど審査が適正に行えるようにする。

7、委員会記 の作成、会議 等の 一 ページ掲 等について

委員会記 の作成にあたっては、必要な人的配置も含めて体制をとり、要綱で定めた期日に間に合わせる。

委員会記 を「市会 一 ページ」に掲 する。

「広報なごや」の「市会だより」は、議会での各会派の議 が反 されるよう各会派代表による編集委員会をつくり、編集を改善する。少なくとも、本会議での発言者の氏名は掲 するようにする。

8、市会の役職によって就任している各種審議会等の委員について

市会の役職により各種審議会等の委員に就任することについては、法律等で定めのあるもの以外は、行政のチェック機能としての市会や議員の立場から適切ではない。今期中に調査・検討し、次期から

は適切に対処できるよう見直す。

米軍艦及び自衛艦の名古屋港入港についての緊急申し入れ

名古屋港管理組合
管理者 松原武久様

2007年5月18日

日本共産党名古屋市議団
団長 わしの恵子

5月19日から23日までの5日間、アメリカ海軍所属のイージス「ポール・ミルトン」が名古屋港に入港する予定となっています。この艦は、原子力母艦「ドナルド・パーガン」の伴航と言われていいます。今回の入港目的は「友好・親善訪問」とされていますが、入港準備も進められ、入港通知も突然であり、接岸予定のふ頭も友好や親善訪問にはふさわしくなく、有事の軍事利用を定めた入港であると指摘せざるをえません。

また5月25日から4日間、海上自衛隊の護衛艦「さわゆき」が名古屋港に入港し26、27日にはガーデンふ頭で一般公開も行う予定となっています。

日米軍事同盟の強化と有事法制体制の下での、自衛隊や艦隊のあいつぐ入港は、港の軍事利用をすすめるものであり、平和な商業港としての名古屋港の発展とは相容れません。とりわけ現在、安倍内閣の下で、平和憲法を変え、日本をアジアの争いに引きずり込む動きが強まる中での艦隊の入港は、断じて容認するわけにはいきません。

今年で開港50周年を迎える名古屋港は、本港ではありません。アジア各国との貿易が年々比重を増している本港の発展にとって重要なことは、日本が過去の戦争や民地支配を反省し、平和憲法を守り、港の軍事利用を許さない毅然とした態度を示すことです。そのことがアジアや世界の国々からの信頼を深め、貿易と交流を活発にするために欠かせません。

よって以下のとおり申し入れます。

記

- 1 港管理者は、艦隊の入港を拒否すること。入港の打診があった時点で速やかに議会及び市民に知らせるとともに、非武装明書の提出を求めること。
- 2 港管理者は、名古屋港の軍事利用につながる自衛隊の入港を拒否すること。

2006年度政務調査費の収支報告書の自主公開にあたって

(記者クラブでの談話)

2007年5月31日

日本共産党名古屋市議団
団長 わしの恵子

- (1) 2006年度政務調査費の収支報告書の公開・公表が、本日から開始されたことにともない、私たち日本共産党名古屋市会議員団は、これまでと同様に政務調査費の収支書など関係書を自主的に公開します。

については本日、5月31日午後から私たちの控室において収支書の全面公開を行います。にあたっては、事前に市議団事務局へ連絡し、申し込んでください。

さて、2月議会では収支書の全面公開の条例改正案を提案しましたが、自民、民主、公明などの反対で実現していません。先の市議会選挙でも、「税金の使途を明らかにすべきだ」という市民の声が大きく広がりました。

先日、5月17日に議長と議運委員長にたいして議会運営等についての改善を申し入れました。私たち

は、プライバシーに配慮しつつ、原則としてすべての 収書などを公開すべきという立場です。

政令都市では 収書を公開する議会が半数にのぼっており、本市会が 収書公開に踏み切ることには待ったなしです。各党は 収書公開について検討を始めていると聞き及んでいます。一刻も早く政務調査費の 収書公開が実現するために引き続き全力を尽くす決意です。

(2) わが会派が議長に提出した収支報告書は、「支出」の備考 について別 に記しています。これは政務調査費の 収書が非公開という現行制度のもとでも、できる限り しく 途を公開しようとする趣旨からです。

2006年度におけるわが会派の政務調査費の 途についての基本について述べておきます。その一つは、政務調査費は、条例では議員個人ではなく、会派にたいして交付するものとされていることから、わが会派は、個々の議員にたいして一律に政務調査費を支給するというやり方はとっていません。二つは、条例にもとづく 途基準に厳格に基づいた 方に心がけています。

特に、今年度から施行されている 途基準に関する要綱では、広報費や事務費、人件費などについて 分できるようになっていますが、私たちは、議員の地元の事務所の家賃や人件費などには政務調査費を一切 していません。

(収支報告書は資料の項にあります)

日本青年会議所作成のアニメ「誇り」を教材とした教育事業についての申入れ

2007年6月7日

名古屋市教育委員会教育長 岡田大様

日本共産党名古屋市議員団
団長 わしの恵子

日本青年会議所が作成したアニメーション () 「り」が、文部科学省の研 委託事業「新教育システム開発プログラ 」に 用され、この を教材とした教育事業が全国で実行されようとしています。

このアニメーションは、 子高校生が過 から来た青年と 国神社に行って日本の 争の話を聞くストーリーで、日本の 争が「自衛のための 争」「アジアの人々を白人から解放」するための 争だったと、加害の事実には れず、日本人の 争への反省は「 による 脳」の結果と説明しています。また には 国神社が されているなど、 国神社の 争観そのものとなっています。

「日本やドイツがおこした 争は、不正義の 争であった」との認識は、 後の国際政治の出発点であり、日本もそのことを認め国際社会に 間入りしました。 後50年の村山談話は、「 民地支配と 」により、アジア諸国に「多大の損害と 」を与えたことへの「 切な反省」を表明しています。また、1982年の 房長 談話は、「日本の政府は、過 の日本とアジアの問題について、学校教育でどう取り組むかの基準を持っている」と述べ、過 の 争の反省の上に立って学校教育にあたっても、その 神を 重ずるとしています。日本青年会議所作成の は、このような国際社会と日本の 本原則に反するものであり、この を った教育プログラ を 及することや学校教育で 用することはあってはならないことです。

日本青年会議所などの動きはけっして 然ではありません。安倍 相は 法改定を明言し、「愛国心」などの 目を立法化した「新教育基本法」を制定し、今国会では教育三法の改悪を強行しようとしています。このような政府の動きとあわせ、「日本会議」などの日本の 争を 定する「 国派の価 観」をもつ人たちの動きが強まっています。

よって以下の点について強く申し入れます。

記

- 1 日本青年会議所作成の を った教育事業が市内において行われているかどうか実態調査を行うこと。

- 2 同 を った教育事業を学校教育に持ち込まないこと。
- 3 文部科学省に対し「新教育システ 開発プログラ 」を委託事業から外すよう求めること。

**名古屋市が子どもの医療費無料制度の所得制限撤廃と入院小6まで拡大
——引き続き中学校卒業までの無料化をめざします (団長談話)**

2007年7月5日

日本共産党名古屋市議団
団長 わしの恵子

名古屋市は7月4日、子どもの医療費助成を来年1月から拡大し、所得制限の撤廃と入院費無料の対象を小学6年生まで引き上げる方針を明らかにしました。

日本共産党は、子どもの医療費無料化を求め、議会内外で運動してきました。現在、所得制限はあるものの、就学前までの医療費無料化と小学校3年生までの入院費無料まで実現しました。そして、市民とともに「子ども署名」に取り組み、4月の市議選では「中学校卒業までの医療費無料化と所得制限の撤廃」を公約に掲げました。6月定例議会に先立ち、中学校卒業までの医療費無料化と所得制限を撤廃する条例改正案を示し、他会派に協力を呼びかけました。そして本会議では、かとう典子市議がこの問題を取り上げ、市長に実現を りました。

今回の名古屋市の方針は、こうした市民の願いを一定反 したものです。日本共産党名古屋市議団は、子どもの医療費無料化を国で制度化することを求めるとともに、名古屋市中で、入院・通院ともに中学校卒業までの無料化を早期に実現するために、引き続き り強く運動を進めます。

資料

- 資料1 18年度予算の 行についての依命通達 (4月1日)
 資料2 日本共産党市議団が政務調査費の収支報告書を発表 (6月1日)
 資料3 市議会各会派の発表した政務調査費の収支報告書 (6月1日)
 資料4 日本共産党市議団が準備した条例改正 (案)

資料1 19年度予算の執行について (依命通達) (3月29日)

平成19年度予算の執行等について (助役依命通達)

平成19年度の本市の財政状況を見通すと、歳入の 幹である市税収入では、個人市民税において「三位一体の改 」による所得税からの税源移譲や、雇用環境の改善による個人所得の増加、法人市民税において企業収益の拡大が続いていることにより、それぞれ増収となることから市税収入全体では相当の増収が見込まれる。一方、所得譲与税の廃止や地方特例交付金の減収により、一般財源総額ではほとんど伸びが期待できない。

また、歳出において、大 退職に伴う人件費や医療費、介護費、公 費など義務的経費の増加が けられない状況にある。

予算編成にあたっては、依然として厳しい財政状況の中で、引き続き財政健全化に取り組むとともに、名古屋が市民との協働により元気な都市であり続けられるために、「名古屋新世紀計画2010第3次実施計画」の着実な推進を図ることとし、「環境」、「交流・産業」、「安心・安全」、「ひと・未来」の4つを重点テーマとして、「独自性・先進性」、「協働性」、「緊急性・適時性」の3つの視点から限られた財源の効率的・重点的な配分に努めることとした。

このため、引き続き中期的な財政収支見通しに基づく財源配分型の予算編成を行うとともに、市税 収率の向上、未利用土地の積極的な売 などによる保有資産の有効活用、事務事業の見直しとコスト 減、行政評価による施策のシフトなど歳入と歳出 面からのさらなる健全化の取り組みに加え、行政改 推進 の発行などにより財源の確保を図ったところである。

また、急速に進行する少子高齢化社会の中で、将来世代へ負担を先送りしない財政運営を行い、持続可能で強固な財政基 の確立をめざした「新財政健全化計画」に掲げる方策に、強力に取り組む必要がある。

平成19年度予算の 行にあたっては、こうした基本的な考え方を念頭に置き、議会における議 や要望等に留意しつつ、施策・事業の計画的、効果的、効率的な展開を図ることにより、低コストで良質なサー スの提供に努めなければならない。

具体的には下記のとおりとする。

記

1 歳入歳出予算の配当

(1) 歳入予算は、当初に全額配当する。

(2) 歳出予算は、次のとおり配当する。

ア 国、県補助に係る建設事業については、補助の内定後に所要額を配当することとする。

イ 起 事業については、起 許可の見通しがつき次第配当する。

ウ ア、イのほか、主要な建設事業、新規事廃などについては実施計画確定後配当する。

上記のほか、第17 公有財産 入費から第28 出金 (第20 助費を除く。)のうち特定のものは、その都度配当する。

オ アから工までに掲げる経費を除き、原則として予算額の60%を4月1日に配当する。その残額については、上半期終了時点での 行状況の提出を求め、収入の状況及び経済情勢などを考慮のうえ、11月1日に配当する。

なお、アから に係る歳出予算の配当要求については、財政局長への合議または協議に基づき行う。

2 予算 行上の留意点

(1) 歳入

歳入は、財政運営の基となるものであるから、その早期確実な収納に努めるとともに、次に掲げる点に留意すること。

ア 市税収入については、課税対象の的確な把握及び滞納整理の促進など 収率の向上を図り、その確保に最大限努力すること。

イ 用料及び手数料については、滞納分の早期の 収に努めるなど、収入の確保を図ること。

公の施設については、積極的な Rにより利用率の向上を図るとともに、サー スの一層の充実に努めこと。

ウ 国庫支出金については、国の措置内容を的確に把握するとともに、積極的にその確保に努めること。

国の行財政制度を的確に把握し、補助の打ち切り、縮減となるものについては、安易に 代わりすることなく、事業の必要性、効果などを参 の上、適切に対応すること。

県支出金については、常に県担当部と連 を保ち、収入の確保に努めること。特に、補助制度の変更に ついては、国庫支出金と同様、適切に対応すること。

オ 処分可能な土地については、売 することにより財源の確保を図るとともに、当面利用予定のない土地 については、一時貸付を行うなど有効活用を図ること。

カ 市 については、地方 計画等の内容を的確に把握し、その確保に努めること。

キ ネーミングライツや広告による収入については、先進事例を参考にし、積極的な確保に努めること。

(2) 歳出

ア 建設事業については、一層のコスト縮減に努めるとともに、年度間を通じての計画的な 行を図り、繰越を生じないように努めること。

なお、公共事業等 行計画を4月15日までに財政局長に提出するとともに、毎月末日現在の公共事業等 行状況調について、 月10日までに報告すること。

イ 細 整理をする科目は、次のとおりである。

報酬（行政委員会・附属機関の委員等報酬）

職員手当等（超過勤務手当、期末及び勤 手当、児童手当）

賃金（臨時職員費）

需用費（食 費）

備 入費（車 入費）

ウ 予算規則第9条第2項の規定により、人件費・物件費相互間の流用は行わないが、その他の経費についても りに流用することのないよう計画的な 行に努めること。

3 合議・協議事項

(1) 予算規則第14条第1項第4号の規定により、次の事項については、予め財政局長に合議すること。

ア 土地基金による用地の取得及び土地開発公社等への用地の取得依頼

イ 新たに繰越明許費及び 務負担行 を必要とする事業の計画及び 行の決定

ウ 将来財政に影響を及ぼす事業の計画及び 行の決定

(2) 予算規則第14条第2項の規定により、次の事項については、予め財政局長に協議するものとする。

ア 1 (2) イ及びウに係る 行の計画（施設の運営方法、維持管理費、所要人員等にかかる計画を含む。）

イ 国・県支出金に係る事業計画、交付申請及び国・県支出金の 減により本市負担額の増加を生ずる事業 行の決定

ウ 公共用地先行取得費、都市開発用地取得費、土地基金及び土地開発公社等による用地の取得決定 予算の 行方法を大幅に変更するもの

(3) 施設建築物の基本設計、実施設計にあたっては、その運営経費は各局の通常枠内で対応することを踏まえ、施設整備費だけでなく維持管理費の縮減についても考慮し、主管局及び住宅都市局で十分調整するとともに、早期に財政局長に協議すること。

4 その他

(1) 土地開発公社が長期にわたり保有する土地については、土地開発公社経営健全化計画を踏まえ、取得を依頼した局において、国庫補助等の活用により、分割も含め、積極的に買戻しを行うとともに、事業計画そのものを見直し、他の利用を再検討するほか、売 についても検討すること。

(2) 保有土地については、適正な貸付及び管理に努めるとともに、積極的な活用を図ること。なお、土地の効

率的利用と各種公共施設の整備 推進を図るため、重要な土地利用及び主要な施設の建設計画にあたっては、公有財産運用協議会において調整すること。

- (3) 資金管理については、予算規則第7条第2項に基づき、支払資金の割当てを行うこととするが、合理的かつ効率的な資金管理に資するため、日々の収入・支出を可能な限り把握し、よりの確な収支計画の作成に努めること。
- (4) 外 団体等の所管局においては、外 団体等が上記に準じて適正に予算を 行するとともに、経営改善計画の策定などにより一層の経営の合理化・健全化を図るよう、指導すること。

資料2 日本共産党市議団の政務調査費収支報告書

◆2006年度政務調査費収支報告書

(収入の部)

科 目	収入額(円)	摘 要
政務調査費	59,400,000	名古屋市から交付
利	3,216	預金利子
合 計	59,403,216	

日本共産党名古屋市議団は、2006年度の政務調査費収支報告書を発表しました。

日本共産党市議団では、希望する市民には、関係書 の公開をしています。

なお7月から名古屋市会自民党が5万円以上の 収書に限って公開を始めました。



(支出の部)

科 目	決算額(円)	摘 要
調 査 費	7,954,077	市政アンケートの作成費、送料金。省庁交 。他都市視 (大 市の天王動物園、広島市の 法建築物等、長野県の県議会政務調査費と木 森林管理署、県可児市の外国人子 教育、 庫県たつの市の 子線医療センターなど)。サイ ンスパーク視 。インターネット接続料金。調査活動に伴う交通費など
研 修 費	355,830	全国保育問題研 集会、東海自治体学校参加費、自治体学校参加費など
会 議 費	9,122	市政報告会参加者の要請による要約 記 社員派遣費
資料作成費	1,748,293	予算要求書、予算組み替え案、市政資料、 真の E代など
資料 入費	1,376,091	各種新聞、「 庁速報」、「介護保険法令集」、「地方自治関係実務」、「社会福祉六法」、「介護保険情報」、「六法全書」など
広 報 費	14,958,431	「市議団ニュース」(11回)発行、市議団 ー ページ作成・更新など
事 務 費	1,963,839	電話 用料、コ ー機のリース料、パ ーコンリース料、コ ー用 、文具など
人 件 費	18,936,268	事務局員(4人)の給料および社会保険料・労働保険料など事業主負担分
合 計	47,301,951	

(収入支出差引残額)

12,101,265円

残額は市長に返 しました。

資料3 市議会各会派の政務調査費収支報告書

市議会各会派の公表した政務調査費収支報告書(与党会派)

	民主党			自民党			公明党			新風自民			
	金額	比	備考	金額	比	備考	金額	比	備考	金額	比	備考	
収入	政務調査費	169,950,000		113,850,000			92,400,000			24,750,000			
	利息	8,030		2,947			2,800			54			
	合計	169,958,030		113,852,947			92,402,800			24,750,054			
支出	調査費	26,328,150	16.2	委託費、交通費、宿泊費等	14,734,570	12.9	政務調査時の旅費、委託費	25,074,757	29.7	他都市等の調査に要した交通費、宿泊費	2,089,147	8.4	政務調査のための旅費等
	研修費	6,084,406	3.7	会場費、会費、交通費、宿泊費等	9,125,341	8.0	研修の会費、交通費等	7,844,547	9.3	研修の会場借上料、交通費等	2,075,672	8.4	研修に伴う諸経費
	会議費	5,915,866	3.6	会場費、資料印刷費等	9,389,376	8.2	会議の為の会場費、印刷費等	11,137,403	13.2	政策、諸会議開催の会場借上料及び費用等	1,805,280	7.3	会議打ち合わせのための費用
	資料作成費	18,811,207	11.6	印刷費、製本費、原稿料等	10,042,710	8.8	機関紙「自由市民」の作成、印刷費等	2,156,627	2.6	予算要望書など調査点検に関する資料作成に要する諸費用等	902,289	3.6	本会議、委員会のための諸資料作成費
	資料購入費	5,604,885	3.4	書籍、新聞、雑誌等	1,047,549	0.9	図書、新聞の購入費等	3,419,154	4.1	新聞、書籍、雑誌、ビデオテープ代等	276,475	1.1	図書、新聞の購入費
	広報費	29,534,054	18.2	印刷費、送料等	7,811,860	6.9	通信、広報、郵送費等	5,147,654	6.1	市議団ニュース発行、市政報告会、市民相談に要する諸費用等	3,780,466	15.3	機関紙「新風自民」の作成費、通信費、その他広報費
	事務費	35,374,484	21.8	事務用品、備品代、通信費、送料等	17,588,699	15.4	事務用品、備品代等	27,407,262	32.5	事務所費及び事務用品代、電気料、切手代、パソコン経費等	4,237,031	17.1	事務用品の購入費、リース費
	人件費	34,876,596	21.5	調査研究活動補助者実費等	44,106,081	38.7	政務調査を補助するための人件費	2,184,500	2.6	アルバイト代等	9,583,640	38.7	調査研究を補助するための雇用に必要な費用
合計	162,529,648	100		113,846,186	100		84,371,904	100		24,750,000	100		
残余	7,428,382			6,761			8,030,896			54			

市議会各会派の公表した政務調査費収支報告書(2006年度・諸派)

	ともにネットワーク (途中から民主に吸収)			ローカルパーティー名古屋 (今は社民党)			市民ネット			民主党クラブ			自民党クラブ (今はなし)			
	金額	比	備考	金額	比	備考	金額	比	備考	金額	比	備考	金額	比	備考	
収入	政務調査費	1,650,000		6,600,000			6,600,000			6,600,000			6,600,000			
	利息	1		18			267			368			1			
	合計	1,650,001		6,600,018			6,600,267			6,600,368			6,600,001			
支出	調査費	457,115	34.1	住生活基本法調査、共同連シンポ、労働研究会	156,320	3.0	仙台、静岡、アンケート調査とりまとめ、市政懇談会等	677,764	10.3	市民アンケート、市民意見、要望の調査	2,846,751	49.6	地方行政に関する調査活動等	2,700,606	41.0	視察費、交通費
	研修費	229,910	17.1	居住権シンポ会場費・講師代他	173,300	3.3	これでのいのか地方議会、地震時状況化問題研究会	0	0.0		252,785	4.4	調査活動報告書等	1,108,796	16.8	研修に伴う諸経費
	会議費	11,680	0.9	労働研究会、市バスについて懇談他	0	0.0		462,638	7.0	会場借り上げ、会議に伴う経費	62,252	1.1	各種会議費	869,860	13.2	会議、打ち合わせの負担
	資料作成費	420,480	31.3	居住権シンポ報告書他	30,000	0.6	市政アンケート集計表作成	2,108,710	32.0	年5回の議会報告の印刷・編集費	99,936	1.7	資料の作成	0	0.0	
	資料購入費	75,608	5.6	自治体情報誌、市民福祉サポートセンターニュース他	118,710	2.3	朝日新聞、アエラ購入、労働新聞、知恵蔵など	150,200	2.3	新聞購読費及び書籍購入費	426,727	7.4	図書、資料購入費	261,039	4.0	書籍購入費、新聞購読費
	広報費	31,100	2.3	インターネットサーバー、切手代他	2,404,310	46.1	活動報告発行、ホームページ管理費	2,430,925	36.9	議会報告の発送費及び経費	305,237	5.3	広報費	1,056,563	16.0	通信費、郵送料
	事務費	41,097	3.1	MODライブ15,800円、文房具他	1,443,698	27.7	消耗品、郵送料、事務費など、コピー機購入(2/3負担)	764,028	11.6	コピーリース、電話などの経費	1,148,962	20.0	事務費	595,824	9.0	事務用品購入費等
人件費	75,000	5.6	通訳代	885,500	17.0	活動報告の編集、発送、事務所の日常業務など	0	0.0		601,203	10.5	補助員の雇用、手通費等	0	0.0		
残余	308,011			1,388,180			6,002			856,515			7,313			

資料4 日本共産党市議団の準備した条例改正(案)

1 子ども医療費無料制度の拡大についての提案

名古屋市子ども医療費助成条例の制定について(案)

名古屋市子ども医療費助成条例を次のとおり定めるものとする。

名古屋市子ども医療費助成条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子どもの福祉の増進を図るため、子どもの医療費の助成について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)による被保険者、組合員、加入者若しくは被保険者(これらの者であった者を含む。)であって、子どもの保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいい、これらの者であった者を含む。以下同じ。)であるもの(以下「対象者」という。)とする。

2 前項の子どもは、次の各号に掲げる要件を備えた者とする。

(1) 本市の区域内に住所を有する者であること。

(2) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であること。

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていない者であること。

(4) 法令の規定により、国は他の地方公共団体の負担において、この条例による医療費の助成と同等の医療に関する給付を受けることができない者であること。

3 第1項の場合において、親権を行う父及び母がともに子どもを現に監護するときは、当該父は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者を保護者とみなす。

(住所地特例)

第3条 病院及び診療所に児童福祉施設のうち規則で定める施設(以下これらを「病院等」という。)に入院等をしたことにより、当該病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる子どもであって、当該病院等に入院等をする際本市の区域内に住所を有していたと認められるもの(本市以外の市町村に所在する病院等に入院等をした者に限る。)は、前条第2項第1号に規定する本市の区域内に住所を有する者とみなす。ただし、2以上の病院等に継続して入院等をしている子どもであって、規則で定めるものについては、この限りでない。

(助成の範囲)

第4条 本市は、子どもの病は負傷について、国民健康保険法は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合(社会保険各法による附加給付にあっては、当該給付が行われる場合を含む。)において、当該医療に関する給付の額(その者が国民健康保険法による療の給付を受けたときは、当該療の給付の額から当該療の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額)と当該病は負傷について法令の規定により国は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、対象者に対し、その満たない額に相当する額を助成する。

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(医療)

第5条 市長は、対象者に対し、その申請に基づき、規則の定めるところにより、医療を交付する。

2 対象者は、前条第1項の規定により医療費の助成を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは局はその他の者(以下「医療担当者等」という。)について、診療、の支給は手当を受ける際、当該医療担当者等に医療を提示するものとする。

(助成の方法)

第6条 医療費の助成は、助成する額を医療担当者等に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(届出義務)

第7条 対象者は、氏名若しくは住所を変更したとき、は規則で定める事由が発生したときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡は担保の止)

第8条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、 は担保に供してはならない。

(助成費の返)

第9条 りその他不正の行 によって、この条例による助成を受けた者があるときは、市長は、その者から当該助成を受けた額の全部 は一部を返 させることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(名古屋市乳幼児医療費助成条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 名古屋市乳幼児医療費助成条例 (昭和47年名古屋市条例第73号)

(2) 名古屋市小学生医療費助成条例 (平成18年名古屋市条例第23号)

(名古屋市乳幼児医療費助成条例等の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の目前に行われた診療、 の支給 は手当に係るこの条例による廃止前の名古屋市乳幼児医療費助成条例及び名古屋市小学生医療 費助成条例の規定による医療費の助成については、なお従前の例による。

(名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

4 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例 (昭和53年名古屋市条例第43号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「名古屋市乳幼児医療費助成条例 (昭和47年名古屋市条例第73号) により医療費の助成を受けることができる者に監護されている乳幼児」を「名古屋市子ども医療費助成条例 (平成 年名古屋市条例第 号) により医療費の助成を受けることができる者に監護されている子ども」に改める。

(名古屋市障害者医療費助成条例の「部改正」)

5 名古屋市障害者医療費助成条例 (昭和48年名古屋市条例第19号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号を次のように改める。

(1) 名古屋市子ども医療費 成条例 (平成 年名古屋市条例第 号) により医療費の助成を受けることができる者に監護されている子ども (名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部改正に伴う経過措置)

6 この条例の施行の目前に行われた診療、 の支給 は手当に係るこの条例による改正前の名古屋市ひとり親家庭毎医療費助成条例及び名古屋市障害者医療費助成条例の規定による医療費の助成については、なお従前の例による。

2 中高層建築物の建築に係る紛争の予防のための提案

名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例の一部を改正する条例 (案)

名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例 (平成11年名古屋市条例第40号) の一部を次のように改正する。

第7条中「保育所」の次に「その他規則で定める児童福祉施設」を、「教育施設」の次に「(以下「特定施設」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

2 特定施設に日影となる部分を生じさせる中高層建築物を建築しようとする建築主等は、法第6条の2第1項の規定にかかわらず、法第6条第1項の規定による確認の申請をするよう努めなければならない。

3 市長は、前項の建築主等が、同項の規定にかかわらず、法第6条の2第1項の規定による確認の申請をした場合、当該中高層建築物の建築の計画の 要、建築主等の氏名その他必要な事項を公表することができる。

第15条第1項中「双方」の次に「 は一方」を加える。

第18条第1項中「双方」の次に「 は一方」を加える。

附 則

1 この条例は、平成19年9月1日 (以下「施行日」という。) から施行する。

2 この条例による改正後の名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例第7条の規定は、施行日以後に法第6条第1項 は法第6 の2第1項の規定による確認の申請をする中高層建築物の建築に係る手続その他の行 について適用する。

住民が主人公の市政に 力を合わせてがんばります



(北区)
梅原紀美子
TEL 915-2705



(西区)
わしの恵子
TEL 532-7965



(昭和区)
さとう典生
TEL 853-2801



(中川区)
江上博之
TEL 363-1450



(港区)
山口清明
TEL 651-1002



(守山区)
くれまつ順子
TEL 793-8894



(緑区)
かとう典子
TEL 892-5190



(天白区)
田口かずと
TEL 808-8384

ご意見・ご相談はお気軽にどうぞ
日本共産党名古屋市議員団

〒460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所内
TEL 052(972)2071 fax 052(972)4190
e-mail dan@n-jcp.jp

名古屋市政資料 No.155

2007年8月1日

ホームページをご覧ください

<http://www.n-jcp.jp/>